

国際課税を巡る現状と課題



吉村 氏 (司会)



小多 氏



青山 氏



山田 氏



合間 氏

●参加者

財務省主税局参事官

千葉商科大学大学院客員教授

九州大学大学院法学研究院准教授

日本製鉄株式会社財務部部長代理

小多 章裕
青山 慶二
山田 麻未
合間 篤史

司会 一橋大学大学院法学研究科教授

吉村 政穂

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編 1 頁～32 頁」に掲載されています。

はじめに

(吉村) それでは、パネルディスカッション「国際課税を巡る現状と課題」、副題として「OECD/G20『BEPS包摂的枠組み』『2つの柱』の進捗状況」のウェビナーを始めさせていただきます。本日、司会を務めます吉村でございます。よろしくお願いいたします。パネリストは、ただ今ご紹介いただきました4人の方でございます。

この4人の方は、所属する組織のメンバーとしての資格というよりは、パネリスト個人としてご参加いただいております。また、個人としてのご意見を言っていただくようお願いしております。従って、ご発言は個人のものとして皆さまも受け止めていただければと存じます。従いまして、ここではパネリストの方々のお名前を肩書なしで「〇〇さん」と呼ばせていただきたいと思います。その点もご了解いただきたいと思います。

本日のパネルディスカッションのテーマは、ここ数年続いておりますが、包摂的枠組みにおける国際課税ルールの見直しについて取り上げます。国際課税ルール見直しの「2つの柱」の進捗状況について、それぞれ関連する項目について、第1部、第2部に分けて議論していきたいと思います。

第1部は、いわゆる第1の柱、Pillar 1と呼ばれている取り組みについて取り上げます。併せて、この2つの柱の背景となる総論的な議論についても取り上げたいと思います。第1の柱については、市場国に対して新たな課税権を配分する利益Aと、移転価格税制の執行に係る簡素化、合理化を目指す利益Bとがそれぞれ議論されておりますので、これらを取り上げたいと思います。利益Aについては、2023年10月に多数国間条約の案文が公表され、2024年6月末までの署名開放が予定されておりましたが、現時点で最終合意を見るには至っていない状況にあ



ります。

第2部においては、いわゆる第2の柱について取り上げます。グローバルな最低税率15%に合意した上で、各国が対抗措置であるGloBEルールを導入することを認める内容になっています。また、租税条約上の最低課税ルール(STTR)を実施する多数国間条約が準備され、署名式も近く迫っているところです。GloBEルールについては、各国の国内法による対応がメインでありますので、既に多くの国々において法制化が進行しています。

日本においては、所得合算ルール(IIR)が法制化されているほか、軽減課税所得ルール(UTPR)及び国内ミニマム課税(QDMTT)についても今後法制化が予定されているところであります。こうしたGloBEルールについては、既に企業の方々もご対応が進んでいるかと思いますが、非常に複雑なルールに苦勞もされていると思います。また、優遇税制との関係で、国際的な議論、異論も出ているところです。途上国・新興国では優遇税制の再編も進められておりますし、米国では自国が提供する優遇税制が他国によって浸食されることへの反対論もくすぶっております。こういった動きも、今後注目に値するところです。

本日の進め方としましては、第1部、第2部それぞれについて最初に小多さんからご説明を頂きます。その後、青山さん、山田さん、合間さんの順番でご意見、ご質問を頂戴し、さらに

小多さんからお三方のご意見、ご質問に対してお答えいただくことにしたいと思います。

それでは早速ですが、第1部の「2つの柱に関する総論及び第1の柱」に入らせていただきます。最初に小多さん、ご説明をよろしく願います。

I. 第1部 2本の柱に関する総論及び第1の柱

(小多) 皆さま、おはようございます。ただ今ご紹介いただきました財務省主税局参事官の小多章裕でございます。本年7月に参事官に着任しまして、このように人前でお話をさせていただくのは初めての機会ということで若干緊張しております。また、あまり滑舌がいい方ではございませんので、お聞き苦しいところもあると思いますが、ご容赦いただければと思っております。

まずは司会の吉村さん、それからパネリストの青山さん、合間さん、そして山田さんと一緒にさせていただく機会を頂きましたことを非常に光栄に存じます。そして、租研の事務局に対して、ご招待いただきましたこと、そしてこのような機会ですべてに我々が取り組んでいる政策についてご紹介する機会を与えていただきましたことについて、私個人としても、また財務省参事官室としても感謝を申し上げたいと思います。

今申し上げましたように、私はこの7月に参事官に着任したわけですが、実は約15年前にも同じ参事官室の課長補佐を務めておりました。15年ぶりに戻ってきたわけですが、15年前といえば、まだBEPSという言葉すらなかった時代です。この間の国際課税を巡る変化は非常に大きく、見える景色が全く違うわけです。全く様変わりした景色を見ているというのが、着任してこの2か月の感想です。

さらに、着任してすぐにリオであったG20財務大臣会合への対応・調整を経験する中で、今



現在も非常に急速な変化のさなかにいることを実感しております。この急激な変化に対応し、むしろ変化をリードして、国際課税の新たな姿をつくっていくことが私どもに求められているのだなということで、身の引き締まる思いであるところであります。

本日のプレゼンですが、先ほど吉村さんからお話がありましたように、いわゆる2本の柱のアプローチに基づく国際課税の見直しの動きについて、私がまだ新米ということもありますが、今日は基本的なところからお話しし、最新状況についても可能な限りフォローアップさせていただければと思っております。

1. 総論

まず第1部では、元々の起源としてのBEPSプロジェクトから2本の柱の解決策に至る経緯を振り返った上で、2本の柱の解決策について概観し、直近のG20等での国際課税に係る議論の動向についてご紹介します。その後、第1の柱に特にフォーカスを当て、利益Aの多数国間条約や、利益Bと呼ばれる移転価格税制の執行の簡素化を目指す交渉の状況をご紹介します。後半の第2部では、第2の柱のグローバル・ミニマム課税に関して、令和6年度税制改正の概要、今後の法制化の方向性、また、皆さんご承知と思いますが、ガイダンスがOECDで順次出ておりますので、最新のガイダンスの概要などについて触れた後、少し方向が変わりますが、

令和6年度税制改正で措置して今後適用が予定されている暗号資産に関する報告枠組みなど、情報交換の動きについても最後にご紹介したいと思います。

〔「BEPSプロジェクト」について〕財務省（2～3ページ）

早速ですが、まずBEPSの話から始めます。わが国が議長を務めて2012年にOECDで立ち上げられたBEPSプロジェクトについて振り返るところから始めたいと思います。BEPSプロジェクトとは、公平な競争条件の確保のため、多国籍企業のグローバル展開に伴う二重非課税を防止するため、国際課税ルールを全体的に見直し、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指して始まったプロジェクトでした。

2012年、当時の浅川財務官が議長をされて、OECD租税委員会でBEPSプロジェクトが立ち上げられました。2015年の最終報告書を受けて、合意事項を実施へ移していくために、2016年にはBEPS包摂的枠組み（インクルーシブ・フレームワーク）が京都において立ち上げられ、参加国がその時点で大幅に拡大し、その後も拡大してきている状況です。現在はBEPSプロジェクトの実施フェーズということで、日本としてはこれまでBEPSプロジェクトをリードしてきたという自負を持って取り組んできているところであります。

〔「BEPSプロジェクトの三本柱」〕財務省（4ページ）

4ページでは、元々のプロジェクトの3本の柱をご紹介します。1つ目に、グローバル企業は価値が創造されるところで税金を払うべきということで、これを「実質性」と呼んでいます。2つ目に、各国政府・グローバル企業の活動に関する「透明性」を向上する必要があるということ、3つ目に、企業にとっての「予見可能性」を向上していくこと、不確実性を排除していくことが、BEPSプロジェクトの2012年

以来の3本の柱として進んできました。

〔「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要〕財務省（5ページ）

具体的な報告書の中身が、15の行動として示されています。全部紹介する時間がないので、例えばということで申しますと、(2)に外国子会社合算税制の見直しがありますが、これを平成29年度の税制改正で、また、(4)の移転価格税制に係る文書化も平成28年度の税制改正で対応してきました。また、租税条約の改定、或いは多数国間条約の参加という形でも、わが国は対応してきました。

〔BEPS包摂的枠組み（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域〕財務省（6ページ）

こちらは先ほど申し上げたBEPS包摂的枠組みのメンバーです。元々のOECD加盟国は、左側にある38か国なのですが、包摂的枠組みということになりますと、現在は147か国・地域となります。

〔政府税制調査会「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制の在り方—」（抜粋）〕財務省（7～9ページ）

政府税制調査会の答申の抜粋を掲げております。令和5年度に政府税制調査会の答申が出ているのですが、抜粋部分に限らず第1の柱、第2の柱の背景・経緯などが非常に詳しく記載されておりますので、ご一読されることをお勧めしたいと思います。

〔経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について〕財務省（10ページ）

資料10ページからが、まさに経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応ということで、少し具体的に話をさせていただこうと思います。

国際課税の従来の原則としてご承知のとおり、「PEなくして課税なし」というものがあります。外国法人の事業所得に課税できるのは、そ

の外国法人の支店や工場などの物理的な拠点、いわゆるPEがある場合に限るとされてきました。逆に言えば、PEがないと外国法人の事業利得には課税ができませんでした。

ところが、昨今の経済のデジタル化に伴い、市場国に物理的な拠点がなくてもネットを介して様々なサービスを売ることができるようになりました。10ページの絵でご覧いただくと、「売上（パターン①）」と下の方にありますが、A国が巨大な消費者を擁する国で、B国が多国籍企業のある国と仮定すると、A国にはPEがないということで、A国当局はB国のIT企業に対して課税することができないことになります。こうした問題は昔から論点としてあったのですが、デジタル経済が盛んになるにつれて、問題がより先鋭化し、今まさに議論が進んでいる状況であります。

また、もう1つのパターンが、この絵の左下から真ん中の上に伸びている「売上（パターン②）」になります。右側にあるB国の大企業が、例えば法人税が非常に低い軽課税国C国に子会社を設置し、ここから電子的なサービスをA国の市場に売ることになると、法人所得はC国での非常に低い税率でしか課税されないため、法人税はC国でのみ課税されて、多国籍企業グループの親会社であるB国政府でさえも十分に課税できないというケースが起きています。このような低い法人税率で外国企業を誘致するのが経済的に得だということになると、各国は法人税の引下げ競争に陥ります。この状況を脱するべきではないかというのが今回の見直しの議論の背景であります。

若干繰り返しになりますが、パターン①のようなケースを背景にして、販売活動によって得た利益について、市場国A国側で課税権を持つべきではないか、再配分すべきではないかという発想が第1の柱、利益Aに関する多数国間条約につながってきたということです。

また、パターン②のように低税率国に多国籍企業が子会社を置いて利益移転をすることで租

税回避を図ると、各国の課税基盤が浸食される、或いは企業の立場にしてみても国際的な競争条件がゆがめられてしまうといった問題があります。こうしたことを防ぐために、第2の柱のグローバル・ミニマム課税を制度化しようという動きにつながってきたというふうにご理解いただければと思います。

〔国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」2本の柱について〕財務省（11ページ）

11ページは、2本の柱の解決策の全体像をまとめたものになります。上の半分に書いていることは先ほど申し上げたことの繰り返しになります。

こうした問題意識を踏まえて、BEPS包摂的枠組みにおいて議論が進められ、2021年10月に2本の柱の解決策についての合意がなされました。そして2023年7月にアウトカム・ステートメントという形で、これらの交渉成果が公表されました。その後、昨年10月に第1の柱についての多数国間条約の案文が公表されているというのが今の状況であります。

次は署名する段階になるわけですが、早期の署名開放を目指して、後ほどご紹介する利益Bの枠組みを含む、第1の柱全体でのパッケージの大詰め交渉が今まさに継続中という状況です。今後交渉が妥結して利益Aに関する多数国間条約の条文が採択された後、各国において条約の承認、必要な国内法の立法措置を行うというのが、第1の柱についての今後の見通しとなります。

第2の柱については、条約ではなく、各国の国内法によって実施することになっており、各国において法制化が進んでいます。先ほど吉村さんからもお話がありましたが、わが国においては令和5年度税制改正においてIIR（所得合算ルール）を法制化して、後で紹介しますが、令和6年度税制改正においてもIIRについての改正を行っています。残されたUTPR、

QDMTTについては令和7年度以降に法制化の見込みということで準備を進めているところがあります。

〔「2本の柱」の全体像〕財務省（12ページ）

全体像を絵にしてみたものです。第1の柱の中には、利益Aと利益Bという2つのコンポーネントがあります。また、右の第2の柱についても、グローバル・ミニマム課税、この中にIIR, UTPR, QDMTTという制度が入っているわけですが、これらを総称してのグローバル・ミニマム課税制度と、これは主に途上国向けに用意されたものになります。STTRという租税条約上の最低課税ルールが入っています。このように、大きく分ければ2本の柱、サブカテゴリまで行くと4つぐらいの施策が組み込まれているというのが、2本の柱の解決策の全体像です。

〔G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）（2024年7月25－26日）〕財務省（13ページ）

最新状況がどうなっているかということについて少しフォローアップすると、本年7月にブラジルのリオデジャネイロで開催されたG20の財務大臣・中央銀行総裁会議のいわゆるコミュニケの抜粋となっております。国際課税が1つの主要課題として位置付けられて議論されました。

2本の柱のアプローチについては、可能な限り早期に交渉を迅速に妥結することを奨励するというので、これまでの第1の柱に対するコミットメントをG20で再確認したと受け止めています。繰り返しになりますが、現在は利益Aに関する多数国間条約と利益Bの枠組みをパッケージで交渉しているという状況であり、利益Bの枠組みについて残された課題を迅速に解決して、第1の柱に関する最終パッケージの交渉を妥結し、利益Aに関する多数国間条約を早期に採択することが重要だという認識が示されて

いるものと捉えています。

〔「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」の概要〕財務省（14ページ）

リオデジャネイロでのG20において、国際租税協力に関するG20閣僚宣言、閣僚とは財務大臣という意味ですが、これが採択されました。G20で税に特化した閣僚宣言が出されるのは初めてのことだったということで、少し中身を紹介させていただきます。

この宣言においても、2本の柱の解決策の最終化、また、迅速な実施へのコミットメントを再確認するというを中心的なイシューとして掲げています。それとともに国連枠組条約の策定に向けた議論、また、SDGs達成に向けた様々な方策についても言及されています。

国連については次のページがありますので一旦置いておいて、最下段にSDGs達成に向けての方策があります。超富裕層への効果的な課税のために協力し、議論を継続していくという記載があります。そして下の注に、超富裕層に対するグローバル・ミニマム課税があります。法人税に関するグローバル・ミニマム課税は第2の柱で議論しているわけですが、それに類似した超富裕層に対するグローバル・ミニマム課税を導入するという提案も、これは学者からですが、なされたということが議論の中でありました。しかしながら、この提案には執行面で様々な課題があると指摘する国も多く、直ちに本格的な議論がなされるとは考えていないというのが我々の認識です。

〔国連における国際租税協力に係る議論について〕財務省（15ページ）

15ページに、国連の国際租税協力に関する議論についての資料を1枚入れました。2022年以降、国連において、国際租税協力に関する事務総長のレポートが出され、昨年末の国連総会において、国際租税協力に関する枠組条約の策定を要請する決議が可決されました。本年に入り、

枠組条約の交渉に向けた基本的指針（ToR）の議論が開始され、ToR案が先月策定されたという状況です。ToR案においては、枠組条約は多国籍企業への公平な課税を含めた課税権の公平な配分等へのコミットメントを検討すべきと記載されています。また、枠組条約の交渉と並行して、2つの早期議定書が議論されるということが規定されています。ToR案については、本年末にかけての国連総会で決議される予定であり、その後、枠組条約と2つの早期議定書を策定するために、2027年までかけて交渉会合が開催されることが予定されています。

わが国の国連における枠組条約策定に対する考え方としては、わが国だけではなくG20の閣僚宣言でも基本的に同じように述べているわけですが、他の国際機関、具体的に言いますとBEPS包摂的枠組み（インクルーシブ・フレームワーク）を含めたOECDにおける既存の成果との重複を避けるように努めるべきではないかということ、広範なコンセンサスを得ながら議論していくべきではないかということ、また、国内資金動員の向上と能力開発に焦点を当てることの重要性を強調しながら、この交渉に参加しているという状況であります。

2. 第1の柱

(1) 利益Aに関する多数国間条約

〔第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）〕

財務省（17ページ）

ここまでが総論で、ここからようやく第1の柱になるわけです。第1の柱については、既にご承知の方も多くいらっしゃると思いますが復習させていただくと、対象となる企業は売上高が200億ユーロ超ということで、非常に大きな企業です。利益率が10%超ということで、超大規模で高利益水準のグローバル企業グループが対象になります。一方で、金融や採掘、防衛産業などは対象から外れ、対象企業は全世界で大体100社ぐらいと現時点で見込まれています。

内容は、巨大なグローバル企業の残余利益を

規定して、この残余利益のさらに一部に対して市場国側に課税権を認めるという考え方に基づいています。この考え方は、先ほど申し上げた「PEなくして課税なし」という原則を大きく変えるものであると評価できると思います。

この絵にあるとおりですが、残余利益部分を概念的に切り出して、その25%を配分利益として市場国に課税ベースとして割り振る仕組みであります。具体的には、グローバル企業グループの世界全体の収入（売上）から費用等を差し引いた利益のうち、売上の10%分については通常利益と見なして、その通常利益を差し引いたものを残余利益と呼びます。残余利益のさらに4分の1を市場国に割り振るのが配分利益ということで、これを複数の市場国がある場合にはさらに配分していくことになります。この配分利益の部分を「利益A」と呼んでいるので、第1の柱の課税権の配分の議論を利益Aと呼んでいるわけです。

〔「第1の柱」の多数国間条約案の適用イメージ〕 財務省（18ページ）

もう少し詳細なスキームを書いております。利益Aは、既存の法人税の下で既に課税されているであろう利益をベースに課税を行うことから、何ら措置を講じなければ概念上、既存の法人税との間で二重課税が生じることとなります。そのため利益Aでは、市場国において新たに課税される利益が元々ある国において二重課税を除去する仕組みを設けています。

具体的には、まず企業グループ全体の収入から市場国であるY国に配分され得る利益Aの額を算定します。企業グループが有する市場国Y国における利益には、Y国において既に計上されて課税対象となっているであろう利益Aが含まれます。そのため、この金額をY国に割り当てられる配分利益額から減額するというプロセスを踏みます。これを二重計上調整と呼んでいます。

その上で、Y国に配分される利益Aは、Z国

において既に課税対象となっている利益であるため、Z国において二重課税の除去を行うことが必要になりますので、これを二重課税除去と呼んでいます。同じ国が同じ課税ベースに課税しないように調整することを二重計上調整と呼んで、YとZのように異なる国が同じ課税ベースに課税しないように調整することを二重課税除去と呼んでいます。

利益Aは、グループレベルで算定される概念上の金額であるため、国別の利益のうちどの程度利益Aに相当する利益が含まれているかということについても概念的に決定することが必要となってきます。ここでは、二重計上部分を多くみなせば、市場国Y国側の利益Aの取り分は減少するという構図になります。利益Aによる取り分の多さを期待している国というのは当然たくさんあるわけですが、利益Aでどれぐらい取れるのかというところが非常にポイントになりますので、非常に厳しいといえますが、微妙な交渉が行われてきたということになります。

二重課税の除去についても、利益Aの額が大きくなればなるほど二重課税を除去すべき額が当然増えて、この絵で言えばZ国側の負担が増えることになります。それぞれ自国が市場国なのか、二重課税の除去国側なのかということを踏まえて、各国交渉に取り組んできて、非常に繊細な制度設計が行われてきました。

〔「第1の柱」の多数国間条約案の概要（2023年10月公表）〕 財務省（19ページ）

昨年10月に公表された多数国間条約の条文案の本当に大事なポイントだけ載せています。ここに挙がっている内容で申し上げますと、これまで公表されてきた情報から大枠において変わるわけではありません。条文案はほぼ決着しておりますが、確定に向けた交渉が引き続き行われています。

次に、このページの下から2番目に、一方的措置について載せておりますが、草案においては、全てのデジタル・サービス・タックス及び

その他関連する類似の措置を廃止すること、また将来にわたり導入しないことについてここで規定しております。この点について次に紹介したいと思います。

〔利益A（市場国への新たな課税権の配分）に関する多数国間条約交渉の背景・経緯等〕 財務省（20ページ）

そもそも第1の柱の多数国間条約について、これまで時間をかけて複雑な交渉を行ってきている背景として、デジタル・サービス・タックスを巡る過去の経緯があります。2010年代のBEPSプロジェクトの中でも、巨大なデジタル多国籍企業に対する課税問題は論点としては挙がっていましたが、この対応はなかなか難しく、いわば業を煮やした欧州諸国などが2020年に相次いで各国独自の一方的な課税としてデジタル・サービス・タックスを導入しました。

これに対し、アメリカが報復関税を課すような流れが生じていました。デジタル・サービス・タックスについては、こうした報復措置を招く恐れもあり、また各国が独自に課税すれば企業の納税コストが増加してしまうといったことなど、問題が少なくないというふうに我々としては認識しているところであります。

今回の第1の柱の多数国間条約は、こうしたデジタル・サービス・タックスがはびこることを防止して、国際課税システムの安定化を促進することが目的になっています。逆に、多数国間条約が成立しないと、デジタル・サービス・タックスの導入が拡大して国際課税システムが不安定化するのではないかという懸念もあります。

〔（参考）「第1の柱」の多数国間条約案における廃止対象の既存措置の概要〕 財務省（21ページ）

各国におけるデジタル・サービス・タックス等の状況をまとめてあります。右下にカナダを示していますが、足元でカナダがデジタル・サ

ービス・タックスを本年6月に施行したという動きも見られ、今後の動きに注意が必要です。各国がこうした形で独自に課税するのを防ぐためにも、多数国間条約の迅速な合意が極めて重要であろうと認識しております。

〔(参考)「第1の柱」の多数国間条約の発効のために各国・地域が持つポイントの割合〕財務省 (22ページ)

この表にある「ポイントの割合」は、発効要件になります。具体的には、このポイントが60%以上を占める30以上の国が条約を承認した後、これらの国々が条約発効日を決定するというふうに今の条文案では規定されています。米国のポイントが非常に高く、発効には米国による条約承認が不可欠ということでもあります。

〔利益Aの適用プロセス〕財務省 (23ページ)

利益Aの適用プロセスの概要を紹介しております。詳細については、後ろの方に参考資料の形で付けておりますので、今日は時間の都合上、説明は割愛しますが、ご関心がある方はご参照いただければと思います。

(2) 利益B 移転価格税制の執行の簡素化・合理化

〔移転価格税制の執行に係る簡素化・合理化の適用イメージ〕財務省 (25ページ)

25ページ以降は、利益Bの資料として付けています。利益Bは、国境をまたいだサービスの提供が急速に拡大し、移転価格税制に係る紛争が増加したので、これに対応し、税の安定性を高めることを狙いとするものであります。移転価格税制の執行上、基礎的マーケティング、販売活動として特定された取引について、簡素化・合理化された独立企業原則を適用する枠組みであります。

具体的には、一定の簡易な基準により取引対象を特定し、産業分類や財務指標に応じてあらかじめ策定・公表された利益率の適用表に基づ

いて利益率を適用することで、適正な取引価格を算出することになります。対象取引は、多国籍企業グループの中の企業から商品を購入して第三者に販売するような卸売取引などが想定されています。これによって、企業にとっては従来の複雑な移転価格分析が簡素化・合理化されることになりますので、コンプライアンスコストの低減に資するとともに、利益Bが安定的に運用されることで、進出先における移転価格税制の適用の不確実性が払拭されることが期待されると思います。

なお、利益Bについては、利益Aやこの後の第2の柱とは異なって、対象取引となる基準に売上高や利益率といった制限はありませんので、幅広い企業において利益Bの恩恵を受けることが期待されると思います。

日本における利益Bの適用については、法制化の可否も含めまさに検討しているところであります。ただ、諸外国には2025年にも適用を開始するところもあり得ますので、わが国における検討も加速させたいと考えているところです。

〔執行方法〕財務省 (26ページ)

利益Bの執行方法について、簡潔ですが、資料を入れております。適用開始は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から、各国が任意で適用することになっております。以降、適用の方法、執行方法についてこのページで紹介しています。

〔Pricing matrixの産業分類〕財務省 (27ページ)

産業分類を記載しております。この産業分類に売上高、売上高営業資産比率、それから売上高営業費用比率に応じて、あらかじめ利益水準が適用表として定められるということになります。

それから、利益Bに関してご関心が高いということもありましたので、資料にはないのですが少し紹介させていただきますと、operating expense cross-checkと呼ばれるものが規定されています。これはマトリックスの機械的な当て

はめによって、過大或いは過小な利益率が適用されることを防ぐための措置であります。このマトリックスによる利益率を適用した結果、営業費用営業利益率が一定のレンジから外れてしまう場合には、このレンジのエッジになるまで営業利益を調整するということが予定されています。

利益Bの枠組みに関する論点を解決することが今の交渉の1つの焦点となっています。これを解決することを通じて利益Aに関する多数国間条約及び利益Bの枠組みを含む第1の柱全体で各国の合意が得られるかというのが、まさに焦点になっています。

最後はだいぶ駆け足になってしまいましたが、第1部についての私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

Ⅱ. 第1部に関する質問・意見

(吉村) 小多さん、利益A及び利益Bともに大変野心的な仕組みでありますけれども、わかりやすくおまとめいただきまして本当にありがとうございます。それではここでパネリストの皆さんから順次ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。最初に青山さん、次いで合間さん、山田さんをお願いしていききたいと思います。それでは青山さん、お願いいたします。

(青山) 千葉商科大学で客員教授をしております青山です。今日はよろしく願いいたします。ただ今の小多参事官からの詳しいご説明で、まず第1の柱、第2の柱を通した進捗状況の概要が分かり、さらに第1の柱についての現状の詳しいご説明を頂戴しました。また、この大変な交渉の期間、財務省参事官室が国際的な場で大変ご活躍されていることについても敬意を表したいと思います。

私からのコメントは、総括的なところで2点



申し上げます。まず、デジタル経済下での市場国への課税権配分が従来の法制下で不十分であったという先ほどのご説明、そしてそのことを認識した上で、それに対する利益Aと利益Bの処方箋を提示する第1の柱、それから低税率国を利用したBEPSに対してグローバル・ミニマム税の導入を提案する、これはBEPSに対する最後の切り札ともいわれておりますが、この第2の柱の基本設計合意、これらは国際法人税制の基本ルールが持つこれまでの欠陥を埋める新たな国際協調の成果として大変称賛すべきものだと思います。

ただし、その後の詳細設計の段階で、先ほどのご説明にもありましたが、昨年7月のOECD包摂的枠組みによるアウトカム・ステートメントから今年7月のG20財務大臣会合コミュニケに至る過程で、特に第1の柱に関して、数次にわたるリスケジュールングを余儀なくされてきた背景には、技術的に困難な意見調整の背景があったのではないかと推測できました。ただ、報道等では今後の実施に向けた進捗について、国家間の政治折衝面での課題もあって、なかなか樂觀できないのではないかという指摘もあります。この辺のところは、政治折衝の課題の中身も含めて可能な範囲で追加的なコメントを頂けるとありがたいと思います。

第1の柱については、個別に4点ほど追加に質問させていただきます。

最初の質問は、利益Aの多国間条約において、

アウトカム・ステートメントの中では一部の国が示す特定の懸念事項というふうに言及されていますけれども、この中身についてです。いろいろ報道もされていますけれども、もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。例えば、マスコミ報道もされた利益Aに係るDST（デジタル・サービス・タックス）のモラトリウムに関するカナダのポジションに対して、IFではどのように議論されてきたのか、対処されてきたのかということです。

2つ目は、7月のG20コミュニケが言及する利益Bの枠組みに関する残る議論についてです。対象取引の判定に定性的な基準を追加すべしとするインドの主張への対処と思われますけれども、簡索性や予見可能性の要請とうまく合うのかどうか気になっているところです。また利益Bのpricing matrixへの対応については、確かに利益率に幅はあるわけですが、利益率が一般的にグローバルな企業に比べて低いとされているわが国多国籍企業の実情をうまく反映できるのかどうか、これについても懸念が残っておりますので、お答えいただければと思います。

3つ目は、第1の柱の利益Aと利益Bに関するパッケージ交渉というご説明を承りましたが、この焦点はどこにあるのかということです。また、G20コミュニケが最後に触れている国連枠組条約の動きについても、2つの柱の合意実施にどのような影響を及ぼすのか。普通に考えると、2つのフォーラムが重複する結果、両者間の考え方の調整が気になるところです。

重複を避ける方策はどのようなものなのか。この点については、15ページに国連の動向に関する詳細なご説明があり、8月に採択された早期議定書トピックスを含むToRの案の中身が明らかになりました。国連文書の内容を見ると、デジタル経済における税がIFの2つの柱議論と重複するとともに、他の課題も従来はOECD中心で議論されてきたテーマであることから、ルール作りフォーラムの新たな攪乱要因となるの

ではないかと懸念されるわけです。当面は本年中のToR案の総会決議、さらには2027年までの国連での政治折衝のスケジュールが明らかになりましたけれども、IFやわが国政府はこれにどういうふうに対応されるつもりなのかということをお教えいただければありがたいと思います。

最後は、利益Aに関する多国間条約について、その発効要件から見て、実施のキャスティングボードを、48%のポイントがあるというアメリカが握っていることは間違いありません。そのアメリカでの多国間条約への取り組みを、大統領選などの不確定要因がある中で、IFではどのように見込んで議論されているのかというのを教えていただけたらと思います。私からは以上です。

（吉村） 青山さん、ありがとうございます。それでは、続きまして合間さん、お願いいたします。

（合間） 日本製鉄（にっぽんせいてつ）の合間でございます。本日はよろしく願いいたします。小多さん、丁寧に包摂的なご説明をありがとうございます。まず、私からは、お恥ずかしながら弊社の対応状況をご紹介して、その程度なのかと、視聴されている企業の皆さんに安心していただくところから始めたいと思います。

弊社の状況ですが、第1の柱については、ご説明いただいたような国際的な動向をフォローしつつも、弊社が対象の企業グループとなるか、トップ100企業に入るかどうかということが不明確というなかで、まだ準備に着手できていない状況です。

一方、第2の柱については、既にIIRについては対象会計年度に入っておりますので、遅ればせながら社内関係者及びグループ会社への具体的な説明を始めつつあるところです。社内関



係者へは、デジタル経済への対応というそもそもの制度趣旨から説明を始めているのですが、弊社のような、鉄鋼という実物の事業にも影響があることについては、感覚的に納得が得られないということもあります。また、税務担当者においても、今回のIIRは、従来の制度と異なり、なじみのない事項も多く、例えば、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」という用語一つをとっても違和感を覚えるという段階です。これは「各事業年度の所得に対する法人税」という、従来の法人税に並列的に措置されたものと説明されていますけれども、私自身まだ慣れていない状況です。

いずれにしても、セーフハーバールール等の措置があるものの、GloBEルールによる計算はかなりの実務負担とならざるを得ません。CbCR対応でもかなり苦労しましたけれども、それを超える負担とならざるを得ないということでもあります。残念ながら社内のリソースでは足りず、システム対応も含めてかなりの部分をアウトソースせざるを得ない状況です。小多さんの御説明の中にもありましたけれども、公平な競争条件を整備するlevel playing fieldという思想はよくわかりますが、企業というプレーヤーが自らフィールドを平らにするという状況であり、いわばプロ野球選手が自らグラウンドを整備するような負担感は否めないところです。

では、質問を1つ、それから懸念を1点申し上げます。質問は、利益Aの準備期

間についてです。これについては多数国間条約の交渉が継続しているところですが、発効してから実際に施行するまでどのくらいの準備期間が設けられることになるのでしょうか。利益Aの対応のためには、特にレベニューソーシングについては税務以外のデータが必要になり、社内の関係部門及び商流に関わるグループ外の企業の皆さまの協力も必要になります。適用となった場合には、かなりの準備が必要と考えており、お伺いする次第です。

懸念として申し上げるのは、利益Bの多様性に関するものです。いろいろご説明いただいたとおり、利益Bの枠組みが明確になってきました。検討の過程で強制なのか任意なのかという議論もありましたが、結果的に国ごとに異なる対応になると理解しています。元々キャパシティの低い国に簡素・合理化されたアプローチを提供するという観点からは致し方ないのかもしれませんが、複数の国で活動する企業にとっては、各国ごとに取り扱いが異なり、考慮すべき選択肢が増えたという点でかえって複雑化した面もあると考えています。

また、まったく異なるレベルの話ですが、実務の問題として、現在一部の国において非常にアグレッシブな税務調査が増えており、移転価格に関する、或いは移転価格にかこつけてと言った方がいいような場合もあるのですが、例えば赤字を認めないというスタンスでの否認を受ける場合があります。その際の必要最低限として求められる利益として、本来は関係のない利益Bの数値基準、pricing matrixが流用されるのではないかと懸念をしています。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

(吉村) 合間さん、ありがとうございました。それでは、山田さん、お願いいたします。

(山田) 本日は非常にわかりやすいご説明を



ありがとうございました。私から大きく4点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、ご説明にもありましたように、スライド13ページのブラジル・リオデジャネイロG20財務大臣会合の声明で、2本の柱の解決策の最終化、及び迅速な実施に向けたコミットメントが確認されていました。ここで述べられている「利益Bの枠組みに関する残る論点」の解決について、現在の議論の状況や今後の見通し等について追加的に承れるとありがたい存じます。

2点目が、スライド26ページの利益Bについてです。二重課税排除の方法として、二国間租税条約に基づく相互協議で対応的調整を行うということが書かれておりました。利益Bの導入国と非導入国との間の取引の場合には、移転価格対応が複雑化する可能性も指摘されていますが、簡素化・合理化アプローチの対象取引に対して移転価格税制が行われて二重課税が発生した場合、通常の独立当事者間原則と簡素化・合理化アプローチのどちらが優先されることになるかなど、対応的調整に関する現在の議論状況を、差し支えない範囲で教えていただけますと幸いです。

3点目に、スライド14～15ページにおいて国際租税協力に関してご説明いただきました。国際課税の場面では「2つの柱」以外にもさまざまな事柄が議論されていることがよくわかりました。スライド15ページに関連して、G20/

OECDのBEPSに関する包摂的枠組みにおいて、既に国際交渉が行われていますが、G20/OECDにおけるこれまでの議論と、ご紹介いただいた国連における国際租税協力に係る議論はどのような関係にあるのでしょうか。追加的に承ることができれば幸いです。

最後に、本年8月、日本はUN国際租税協力枠組条約ToR案に反対票を投じたことが、その理由とともにWebサイトで公開されております。この点、日本は国連における国際租税協力を推進することの重要性を否定する意図はないということも明らかにしておりますが、包括的かつ効果的な国際租税協力の実現のための課題や今後の展望について、差し支えない範囲で承れますと幸いです。以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(吉村) 山田さん、ありがとうございます。それでは、お三方からご質問、ご意見を頂きましたので、小多さんの方からご回答を頂ければと思います。小多さん、よろしくお願いいたします。

(小多) まずは皆さま方から、示唆に富むコメント、ご質問を頂きましたことについて、感謝を申し上げます。特に合間さんからは、ビジネスの最前線におられる立場でのご意見を頂きました。このような形で直にご意見をお伺いする機会は非常に貴重であり、頂いたコメントも踏まえて、今後の交渉も含め政策検討に活かしてまいりたいと考えております。

さて、ご質問を色々頂きましたので、回答を時間の許す限りさせていただこうと思います。まず、第1の柱に関する交渉状況に関する質問を色々頂きました。具体的には利益Aと利益Bのパッケージ交渉の焦点であるとか、米国の動向、カナダのデジタル・サービス・タックス(DST)に関連したご質問なども頂きました。

或いは国連の枠組条約との関係についても、山田さんを含めてご発言いただいたと思いますので、できるだけ答えていこうと思います。皆さまからこうしてご質問が出るというところに関心の高さを感じるというのがまずは感想です。

しかし、具体的な交渉内容について、特に政治動向と言われますと、私から個人的にとってもお話しできることは限られてしまうということで、そこはご理解いただければと思います。交渉の焦点について申し上げますと、利益Bの枠組みが残された課題になろうかと思います。7月のリオでのG20のコミュニケの中でも、早急に多数国間条約の最終化と署名開放を可能にするために、利益Bの枠組みに関する残る論点を解決することを通じ、第1の柱に関する最終パッケージの交渉を迅速に妥結することが重要との認識が示されています。

現在進行中の交渉について、予断を持ったコメントをすることは差し控えますが、米国について申し上げますと、イエレン財務長官が「大統領選挙の結果に拘わらず、多数国間条約を批准する合理的な理由がある」と述べており、多数国間条約の早期実施にはコミットしていることがうかがえる一方、やはりイエレン長官が、「義務的な利益Bが必須である」ということも対外的に述べています。このような米国の主張を見るに、やはり利益Bが焦点になってきています。一方で、利益Bの範囲を限定的にするという主張もありまして、これをどのようにバランスを取るかということが今の交渉の状況であるところとご理解いただければと思います。わが国としては、移転価格税制の適用の簡素化、予見可能性といった観点にも留意して、早く多数国間条約が署名できるように引き続き交渉に取り組んでいく方針であります。

カナダのDSTについても、先ほども少し紹介しましたが、具体的にアメリカとカナダがどのような交渉しているかということについて言及するのは難しいのですが、一般論として申し上げますと、まず現在交渉している多数国間条

約というのは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対して、DSTのような一方的な措置ではなく多数国家間の枠組みによる解決を図るものだということで、カナダも含めてこの点についてはコミットしています。アメリカの通商代表部がカナダのデジタル・サービス・タックスに紛争解決の協議を申し入れたことに対して、カナダのステートメントが出されておりますが、カナダの当該DSTは暫定的なものであり、受け入れ可能な多数国間の措置の発効をもって撤回されるであろうということも述べられているので、カナダも引き続き多数国間条約にコミットしていると認識していただいて結構かと思えます。

さらに申し上げますと、カナダとアメリカは紛争解決協議において対話を重ねているという状況であり、パイでの解決策を探っている様子です。現状、IF（インクルーシブ・フレームワーク）の場において、カナダのDSTが議論されるものではないという認識でおります。

また、国連の枠組条約の件については、先ほども少しご紹介しましたが、他の国際機関における既存の成果或いはプロセスと、他の国際機関が現在進めている作業を基礎として、不必要な努力の重複を避けるように努める旨がリオのときの税宣言においても述べられています。日本としても、国連における条約交渉によって多数国間条約の交渉のモメンタムがそがれることを懸念しています。大詰めを迎えている多数国間条約の議論と重複しないように、国連の条約交渉が行われるべきだということを引き続き主張していきたいと考えています。

また、包括的・効果的な国際租税協力の実現に向けてということで申し上げますと、リオでのG20の税宣言で重要な要素であると合意した、広範なコンセンサスに達するという、各国のコンセンサスが得られる可能性の高い課題を優先すべきであるということ、国内資金動員と能力開発の強化に焦点を当てるべきということについて、今回のToR案の中に十分に反映され

ていなかったというふうに我々としては認識しており、こうした要素について引き続き主張をしながら、国連の枠組条約策定に向けた議論に建設的に参画していきたいと考えています。以上が、多数国間条約の交渉状況に関する回答です。

続いて、利益Aに関して合間さんから、施行までどのぐらいの準備期間が予定されているのかというご質問を頂きました。実務としては非常に切実な問題意識なのだろうと理解いたします。多数国間条約の発効要件については先ほど紹介したところではありますが、条約の条文案に記載されているところによると、対象となるグローバル企業の数を経済親事業体の所在地国別に指数化したポイントを先ほど表でご覧いただきましたが、あのポイントで60%以上を占める30か国以上の国が条約を承認した後、3か月以内にこれらの国が会合を行い、発効日を実際に決定します。こうして決められた発効日から6か月経過した日以降に開始する年の1月1日以降に開始する対象グループの計算期間について、適用が開始されるという規定になっています。このように、発効の条件が満たされた後に条約が実際に適用されるまで、少なくとも6か月の期間が設けられるとご理解いただければと思います。ただ、具体的な適用開始時期については、当然ながら他国の状況にもよりますので、現時点において予断をもって申し上げることはできません。いずれにしても、対象となる企業の皆さま、どこまでの企業が対象になるかというのがあるのですが、皆さまの予見可能性を高められるように引き続きしっかりと情報提供を行っていききたいと考えています。

さらに、利益B関連について青山先生と山田先生からご質問を頂いておりました。まず青山先生から、わが国企業の実情を踏まえた対応についてということで具体的なコメントを頂きました。この点に関して、まずこの機会にということになりますが、昨年9月の市中協議等において、ご質問のpricing matrixを含めて、利益

Bに関してビジネス界の皆さまから実務に基づくコメントを頂いたことに感謝申し上げます。その上で、pricing matrixについては、市中協議に加えて専門技術的な議論を行う作業部会等の国際的な場での議論や検討を経て策定され、OECDの移転価格ガイドラインに組み込まれたものであります。

具体的に申し上げますと、世界各国で利用されている公開データベースを利用しつつ、移転価格分析で広く活用されている財務指標や統計的手法を通じて、pricing matrixを構築しています。また、マトリックス上の各利益率には0.5%の幅が許容されているほか、営業費用営業利益率を用いたクロスチェックなどのような補完的な措置も導入されています。以上により、pricing matrixについては、移転価格税制の適用の簡素化・合理化という利益Bの目的や各国の議論を踏まえつつ、グローバルな利用可能性を考慮したもの、実務にも配慮したものになっていると考えております。

また、山田先生からは利益Bに関する対応的調整の点についてご質問を頂きました。ご質問の趣旨については、簡素化・合理化アプローチの対象取引に対しての通常の独立企業原則が適用されて二重課税が発生した場合の簡素化・合理化アプローチと通常の独立企業原則との優先関係についてであると認識しましたが、現段階ではわが国におけるこのアプローチの導入の有無も含めて検討中であるため、確定的なことを申し上げることはできません。それを前提で申し上げますと、本年2月に公表された利益Bガイダンスによると、利益Bを適用した国における利益Bの適用結果は、原則として相手国を拘束しないとされています。他方、利益Bを適用した国が一定の要件に該当する、いわゆるcovered jurisdictionである場合には、政治的なコミットメントとしてその相手国は利益Bの適用結果を尊重することとされているというのが回答となるかと思います。私からの回答は以上となります。

(吉村) 小多さん、どうもありがとうございます。まだ政治的な議論も多くあるところで、現時点で答えるのは難しい質問もあったかと思いますが、率直でわかりやすいご回答をありがとうございます。

それでは、以上で第1部について終わらせていただきます。引き続き第2部として、第2の柱、グローバル・ミニマム課税に入らせていただきます。それでは最初に小多さんからご説明をお願いいたします。

Ⅲ. 第2部 第2の柱、グローバル・ミニマム課税

1. 第2の柱

〔第2の柱（グローバル・ミニマム課税）〕財務省（29ページ）

(小多) 引き続き、私から第2部、第2の柱についてご説明申し上げます。まず、こちらの絵は何度もご覧いただいた方もあるかと思いますが、第2の柱の概要全体像を示したものです。第2の柱のグローバル・ミニマム課税は、年間総収入が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象に、一定の適用除外を除く所得について、各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みであります。

まず、所得合算ルール（IIR）についてご紹介します。IIRは、軽課税国にある子会社等の税負担が最低税率15%に至るまで、親会社等の所在する国で課税する仕組みです。わが国では令和5年度税制改正において法制化を済ませ、令和6年4月1日以降に開始する事業年度から適用開始しています。日本国内に最終親会社等を有する多国籍企業グループが、軽課税国に子会社等を配置して所得を蓄積することでグループ全体の税負担を圧縮しているというケースを想定した場合、国内の最終親会社に対して、当該子会社等の15%相当の税負担に至らない部分を課税することで、最低税率での税負担を実現するということになります。これがIIRです。

次に、真ん中の軽課税所得ルール（UTPR）についてです。IIRを導入するのみでは最終親会社と子会社との所在地国を入れ替えるという租税回避行為、いわゆるインバージョンに対処することはできません。そこで、こうした場合においても最低税率による税負担を実現するという観点から、子会社等の所在地国において最終親会社等の軽課税部分を課税する仕組みとして設けられるものがUTPRであります。

一番下の国内ミニマム課税（QDMTT）は、自国に所在する多国籍企業グループ内の会社等について、最低税率までの税負担を求める仕組みであります。仮にわが国がIIR、UTPRを導入した場合であっても、日本企業グループの最終親会社等の税負担が最低税率による金額を下回る場合には他国からUTPR課税を受ける可能性があります。また、外資系企業グループの場合についても、わが国に所在するグループ内の子会社等の税負担が最低税率による金額を下回ることになると、最終親会社等の所在地国においてその分の金額がIIRによって課税される可能性があります。わが国がQDMTTを導入している場合になると、自国内の税負担を最低税率相当まで引き上げることが可能になり、日本国内に所在する多国籍企業グループに属する会社等について、他国からIIR或いはUTPRの課税を防止することが可能になります。

日本の話とは違う話になりますが、軽課税国がQDMTTを導入すると、外国子会社は会社を畳んで親会社が所在する国に戻ってくるのか、それとも軽課税国が新たな税以外の優遇策、引き留め策に出るのか、どういう動きに出ていくのかということは今後注目される点だと思います。こちらが第2の柱の全体像になります。

〔所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）のイメージ〕財務省（30ページ）

これは既にご覧いただいた資料かもしれませんが、IIRのイメージを示した資料になります。改めて簡単に復習しておきます。

IIRによるミニマム課税のイメージは、まず課税ベースには、調整された財務諸表の税引前利益を使用します。15%と子会社が所在する国での実効税率の差をトップアップ税率と呼びますが、これを算出します。次に、右側の適用除外の部分は、有形資産（簿価）と支払給与の合計、ここには一定割合と書いてありますが、将来的には5%です。これを課税ベースから除した上で、斜線部分のトップアップ税額を出します。この適用除外がある考え方というのは、事業実態がある企業、及び既に存在する政策税制なりに一定の配慮を行う観点から導入されているものであります。これを親会社が所在する日本側で、親会社に対して課税するのがIIRの考え方になります。

**〔国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）のイメージ〕
財務省（31ページ）**

QDMTTは、自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国においてIIR、UTPRの上乗せ課税を防ぐために、15%に至るまで課税する制度であります。他国ではヨーロッパを中心にIIR及びQDMTTが2024年1月以降開始する事業年度から適用されることから、日本企業の一部は既に海外での法令対応の検討が始まっていると承知しています。日本の話をしますと、日本の法人税率は国と地方で約30%なので、基本的にはQDMTT不要という考え方もあると思いますが、各企業グループの実効税率が15%を下回る場合もあり得ると認識しており、この場合にはQDMTTにより15%まで引き戻されることになります。

資料に記載はないのですが、ここでQDMTTセーフハーバーについても少しお話しします。国際的に合意された一定の要件を満たしたQDMTTを日本が導入する場合には、わが国に最終親会社等がある日本企業にとっては、その外国子会社等の所在地国におけるUTPRの課税の計算上、わが国のトップアップ税額はゼロと

見なされるとされています。これがQDMTTセーフハーバーと呼ばれるものです。このため、国際的に合意された一定の要件を満たしたQDMTTを日本が制度として導入することにより、日本企業にとっては事務負担の軽減というメリットが期待されると認識しています。

〔令和6年度与党税制改正大綱（抜粋①）〕財務省（32ページ）

IIRはご承知のとおり、令和5年度税制改正において創設したわけですが、令和6年度税制改正で制度の明確化の観点から見直しを行っております。具体的な改正事項はこのページに記載のとおりであり、さらに詳細を33～37ページに記載しておりますが、紹介は割愛します。

今申し上げたように、IIRについては、それから将来的にはQDMTTにしてもUTPRにしても、創設して終わりというわけではなく、後で紹介するガイダンスという形で順次出てきますが、OECDの議論を踏まえて、運用する中で必要な改正が、国内的な事情からも、或いは国際的な要請としても出てくる可能性があり、今後も年度の税制改正の中で改正していくことが必要になることが想定されます。

〔外国税額控除（QDMTTが外国法人税の額に含まれることの明確化）〕財務省（38ページ）

こちらはQDMTTとCFC税制の適用関係についての資料になります。2023年2月に公表された執行ガイダンスにおいて、QDMTTとCFC税制の適用順序に関して、QDMTTが優先適用されるということが明確化されました。これを受けて、右下にある設例②のように、QDMTTの導入国に所在する子会社等に対して、QDMTTの導入国（Y国）が第一次課税権を行使できることになり、Y国において課税されたQDMTTの額は、X国所在の親会社で外国税額控除の対象とすることが明らかになっています。

〔グローバル・ミニマム課税に関するAdministrative Guidance〕 財務省（39～40ページ）

こちらは、昨年の租研大会以降に公表されたグローバル・ミニマム課税に関する執行ガイダンスの内容を紹介している資料となります。まず39ページですが、昨年12月に公表された執行ガイダンスの第3弾の内容を紹介しているものです。

まず1ポツですが、移行期間CbCRセーフハーバー自体は令和5年度の税制改正で既に導入されているものですが、移行期間CbCRセーフハーバーの要件の計算方法についての明確化が記載されています。

2ポツの方はその他、閾値の判定に行われる収入の範囲の明確化であるとか、会計年度のミスマッチがある場合の適用方法といったルールの詳細についての記載がなされています。おおむね法令への反映は既に済んでいるところではありますが、一部については未反映であるため、今後検討を進めていきたいと思っています。

それから40ページは、本年6月に公表された第4弾のガイダンスの概要です。基本的には計算方法の明確化といったテクニカルな論点になりますが、今後必要に応じて法令等に反映していくことを予定しております。引き続き議論が続いておりますので、今後もガイダンスの第5弾といった形での公表が予定されているというふうにご理解いただければと思います。

〔令和6年度与党税制改正大綱（抜粋②）〕 財務省（41ページ）

続いて、CFC税制の関係についても少しお話させていただこうと思います。本年度の与党税制改正大綱の抜粋を載せています。CFC税制に関して、第2の柱の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、さらなる第2の柱の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討するとされております。

〔外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し〕 財務省（42ページ）

令和5年度税制改正、令和6年度税制改正におけるCFC税制の見直しの具体的な内容載せています。具体的なところで、吹き出しの形で改正事項について書いてありますが、全部合算課税の対象となるペーパーカンパニー等から除かれる外国関係会社の範囲（ペーパーカンパニー特例）を拡充します。ペーパーカンパニーに該当しないと取り扱われる外国関係企業の範囲が拡大することで、一定のペーパーカンパニーに係る租税負担割合の計算等の作業が不要となり、企業の事務負担軽減につながるものと理解しています。

〔租税条約上の最低課税ルール（STTR：Subject to Tax Rule）のイメージ〕 財務省（43ページ）

こちらがSTTRのイメージを資料として入れたものになります。これも第2の柱の1つのコンポーネントとして含まれるものであり、租税条約上の最低課税ルールというものであります。基本的には途上国が軽課税国との間で租税条約を結んでいる場合の、租税条約における源泉地国課税を確保するための制度であります。STTRを既存の租税条約に広く導入するためのツールとして、STTRのマルチ条約の署名式が近く予定されているのですが、これ自体は途上国向けであるということでもわが国が署名する予定はありません。とはいっても、STTRを含むこのコンセンサスを歓迎しているというのがわが国の立場であると紹介しておきます。

2. 情報交換

〔非居住者に係る暗号資産取引情報の自動交換のための報告制度の整備等〕 財務省（45ページ）

最後に、情報交換の話を幾つか資料として入れさせていただいています。

暗号資産を利用した脱税リスクが顕在化して

いることを受けて、OECDにおいて、非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準が策定されました。2023年のG20首脳宣言において、2027年までにこれによる各国間の情報交換の開始というタイムラインが示されたところです。わが国においては、暗号資産交換業者による非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備するための法改正を令和6年度の税制改正において行いました。2027年に初回の情報交換を実施することを見据えて、2026年1月から報告制度の適用を開始する予定です。

説明としては以上になります。最後になりますが、特に第2の柱のグローバル・ミニマム課税については、実施に当たっても企業の皆さまに色々とお面倒をおかけしていると思います。こうした制度は、法人税の引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の国際的な競争条件を確保することを目的としていること、これまで過度にアグレッシブと言ってもいいと思いますが、タックスプランニングを行ってきた多国籍企業が低税率国を利用することが難しくなり、ひいてはわが国の企業のためにもなると考えているところでありますので、どうかご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。私からは以上であります。

Ⅳ. 第2部に関する質問・意見

(吉村) 小多さん、丁寧にご説明いただき、どうもありがとうございます。グローバル・ミニマム課税については、言及ありましたとおり、既に制度が動き出している中で、企業の事務負担がクローズアップされることが増えていると思います。執行ガイダンスによるさらなるルールの具体化及びに負担の軽減に向けた動きが注目されているところです。

それでは先ほどと同様、パネリストのお三方

から、今頂いたご説明に対する質問、ご意見を頂戴したいと思います。先ほどと同様、最初に青山さん、よろしくお願いいたします。

(青山) では、青山から始めさせていただきます。第2の柱についての詳しいご説明、ありがとうございます。まず私からはコメントを3点、そしてお尋ねしたいこと3点を申し上げたいと思います。

まずコメントの1番目は、先ほどのご説明にありました第2の柱については、わが国には低税率国の事業体をアグレッシブに利用する企業グループが少ないといわれており、それら企業をターゲットとして合意されたGloBE税制のうち、中心となるIIRの国内法制化を既に令和5年度改正で完成させ、その後発表されたOECDの追加ガイダンス、先ほど詳しくご説明いただきましたけれども、これらについても令和6年度改正で対応した積極的な立法は、日本の企業グループから見るとlevel playing fieldの要請にも応えるものと評価されると考えます。

2番目は、2021年合意以降、QDMTTやUTPRの内容明確化を通じて、各制度間の適用順序の在り方やUTPRの租税条約適合性などの論点も出てきており、わが国もIIR以外の国内法制化については、ガイダンスを含めた検討状況を踏まえて対応するとしていますけれども、米国のUTPR導入国に対する議会での制裁関税提案などの動向を踏まえると、これは適切な対応と思われます。

3点目は、第2の柱と併存するものと位置付けられた外国子会社合算税制との関係についてです。与党税制改正大綱でも、令和5年度改正のみならず今後も必要な見直しを検討するとの弾力性を表明していますけれども、これも諸外国の動向を踏まえると望ましいスタンスだと思います。

質問が3点ありますが、1点目は、OECDでは第2の柱の税収効果についてインパクトアセ

スメントを数次にわたって実施していますけれども、財務省では最近のIIR, QDMTT, UTPRの3制度の効果をどのように見積もっておられるのでしょうか。

次に2点目は、CFC税制との関係ですけれども、制度の趣旨がそれぞれ違うということを理解しつつも、各国によってコンプライアンスのレベルに違いがあることを踏まえると、先ほど説明があったコンプライアンスコストが過大にならない方向の仕組みとして、将来的には今後のこの2つの制度を一本化するという方向、これは閾値の実効税率のパーセントをどこにするかを含むと思いますけれども、そういう形で統一化案を我が国も検討されるのかどうか感触を伺えればと思います。この点は、あくまで各国が主権の下で決められる問題だと思います。

そして最後の1点は、これは先ほどわが国にとってはSTTRを合意する多国間条約については必要ないのだというご説明を承ったわけですが、国際動向を含めて何か追加的な情報がございましたら教えていただければと思います。以上です。

(吉村) 青山さん、ありがとうございます。それでは、続いて合間さん、お願いいたします。

(合間) どうもありがとうございます。私から4点ご質問させていただきたいと思います。

第1点目は、今後の情報発信の予定についてです。IIRに関しては通達或いはQ&A等、先週もQ&Aの改定がありましたけれども、丁寧に情報発信していただいております。ご担当が異なるのかもしれませんが、今後の情報発信について、これからはガイダンスの対応等があると思っておりませんが、企業が実務を進める上で留意しておいた方がよい予定があればご教示いただければと思います。

2点目は、税務調査のイメージです。IIRに

関しては、扱うデータの性格もタイミングも既存の法人税とはかけ離れたものとなると思っています。税務ご当局の執行、いわゆる税務調査はどのように行われることになるのでしょうか。これも執行レベルの話ということでご担当とは異なるのかもしれませんが、企業としては非常に気になる点であり、制度設計の観点から持たれているイメージなど、可能であればお伺いしておきたいと思います。

3点目は、Pillar 2の将来の方向性という少し長いレンジの質問です。Pillar 2が既にスタートしておりますが、セーフハーバールール等が整備されて、或いは各国でQDMTTの導入が進んでいくということになると、ミニマム課税を維持・確保するという趣旨からは、将来、この第2の柱について見直しの余地が出てくるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

現在のGloBEルールは、QDMTTを考慮しないでETR（実効税率）を判定して、トップアップ税額を出して、QDMTTを控除する仕組みで、非常に複雑なものとなっています。一方でQDMTTのセーフハーバーが設けられることを考えると、ETRの判定の段階でいろいろな制度を組み込むことも可能でしょうし、そもそもQDMTTが広く導入されることになれば、実はIIRが不要となる世界も描けるのではないかと、いわばPillar 2の2.0のような世界も理想形としてあるのではないかと考えています。この点についてご意見を頂ければと思います。

最後の4点目は、CFC税制の見直しの余地についてお伺いしたいと思います。CFC税制における実務負担の軽減については、企業として強く要望してきており、既に幾つかの改正を行っていただいております。今後さらなる改正もうたわれているわけですが、実際にはどのような形でそれが実現するのか、その可能性をお伺いしたいと思います。企業としては大変関心の高い事項になります。

青山さんからは負担税率の観点からのご提案

があったと理解しておりますけれども、私は連結納税グループ単位での判定について関心・興味があり、例えば、グループの一体性に着目した米国のような連結納税制度であれば、単体ではなくてグループ単位での判定の余地もあるのではないかと考えており、これも繰り返しになるかもしれませんが、これも繰り返したいと思えます。以上です。よろしくお願いいたします。

(吉村) 合間さん、ありがとうございました。それでは山田さん、よろしくお願いいたします。

(山田) ご説明いただきありがとうございました。私からは大きく3点質問させていただきます。

まず1点目ですが、スライド39～40ページにおいて、2023年12月に第3弾の執行ガイダンス、2024年6月に第4弾の執行ガイダンスが公表されたとのことの説明がありました。OECDレベルでの合意形成と執行ガイダンスの公表というダイナミックな動きに対応しながら、執行ガイダンスの重要なアップデートを国内法に反映する必要がある一方で、執行ガイダンスの公表は日本の税制改正プロセスとは一致していないという課題が指摘されています。これに関連して、執行ガイダンスを国内法に適時に取り込む際の工夫や考えについて追加的に承れますと幸いです。

2点目は、スライド32ページの令和6年度税制改正大綱でも触れられていますが、令和7年度税制改正以降に見込まれるさらなる「第2の柱」の法制化のスケジュールについて、現時点で見通し等があればご教示いただけますと幸いです。

3点目は、冒頭でもご説明いただきましたが、スライド10ページのあたりで、第2の柱のアプローチについて、これは税率格差を制限し、軽課税国への利益移転の誘引を制限することで法

人税引き下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした制度というご説明がありました。こちらの中長期的な観点からの質問ですが、第2の柱のアプローチが今後成功して、法人税引き下げ競争に歯止めがかかった場合に、企業間の公平な競争条件の確保という観点から、例えば第2の柱における最低税率を引き上げていく方向性も考えられるのでしょうか。第2の柱における最低税率は比較的低率の15%であり、日本の法定税率よりも低くなっています。多国籍企業が国内企業より低い税率で課税される理由がないとすると、最低税率の引き上げも選択肢としてあり得るように思えるのですが、この点についてご教示いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉村) 山田さん、ありがとうございました。CFC簡素化の可能性といったことも含めて、お三方からさまざまな質問があったところです。それでは、今のご質問、ご意見を受けまして、小多さんの方からご回答いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(小多) ご質問ありがとうございます。たくさん質問を頂いておりましたが、少しまとめてご回答させていただこうと思います。

まず、第2の柱の今後の法制化のスケジュールについてご質問を頂きました。この点は恐らく多くの方々にとって非常に関心が高いのではないかと思います。申し訳ございませんが、この9月の段階において答えられることはなかなか限られており、現時点では令和6年度の税制改正大綱で示したことにとどまざるを得ません。そこでの記載ということと言いますと、QDMTTを含め、残された制度や論点について、国際的な議論を踏まえて令和7年度税制改正以降に引き続き検討すると記載しております。現

時点においてはそれにとどまらざるを得ないところではあります。

国際的な議論という点に関して申しますと、先ほど申しましたように累次出ているガイダンスを反映させていくということで継続的に議論しておりますので、それらについてできるものはやっていくということで順次入れていきます。そういう意味では、IIRについても、また令和7年度税制改正において追加的な改正を行う可能性ももちろんあります。

また、QDMTT、UTPRについてはまだ法制化できておりませんので、これも準備ができたものから、海外の導入状況を踏まえながら検討して行っていきます。わが国としては、これまで旗を振ってきたという立場ですので、大きな方向性としては法制化を進めていくという方向性には何ら変わりはないということは申し上げておこうと思います。

今の話の流れの続きで申し上げますと、山田さんから執行ガイダンスの国内法への取り込み方についてご質問を頂いておりましたので少し解説的に申し上げますと、GloBEルールはご承知のとおり、コモンアプローチという形で規定されており、条約ではなくて、各国がそれぞれ導入していくものであります。このコモンアプローチの内容としては、新たに公表されたガイダンスの法制化も可能な限り早期に対応することが望ましいと考えられているところです。ですから、わが国においても、内容が十分に明確になったと判断された段階で可能な限り早期に法制化対応をしていきます。

皆さまへの情報提供についてもしっかりと進めていきたいと思っておりますし、合間さんから話があった、何に気を付けておけばいいのかというところについては、日本語版で財務省或いは国税庁から示したものととも、OECDからどういうガイダンスが出ているのかも見ていただけるとよろしいのではないかと思います。

また、青山さんから税収についてご質問を頂

きました。これはなかなか難しく、外にお示しできるものは現時点においては無いというのが正直な回答です。ただ、我々として第2の柱については、直接的な税収効果以上に、先ほど来申し上げておりますとおり、法人税の引下げ競争に歯止めをかけたり、国際的な企業間の競争条件の公平性を確保するといった観点からのメリットが大きいと思っています。日本にとって、或いは日本企業にとってそういう観点からのメリットが大きい取り組みであるご理解いただければと思います。

順不同で申し訳ないのですが、第2の柱の将来という点について、山田さん、合間さんからお話を頂きました。第2の柱に関する各国の法整備が進んで一定の調和が図られた場合にはIIRが不要となるのではないかと発言も合間さんからありましたが、極めて正しい理解だと思います。それがまさに望ましい世界と思われるところです。一方で山田さんからは、例えば将来的に現在15%の最低税率を引き上げるようなことも選択肢として考えられるのではないかと、非常に野心的なと言っているかわかりませんが、スケールの大きなご質問も頂いたところです。第2の柱については、各国における導入は任意である一方で、導入する場合にはモデルルールであるとか、或いはガイダンスに沿った内容であることが求められるところですが、今後は導入された制度について相互審査を見ていくようなプロセスも予定されています。まずはグローバル・ミニマム課税の制度について、現状はモデルルール等に沿った仕組みの導入を進めていくことがまだ重要だというステージにありまして、税率に関してもまずは現在合意されている15%という最低税率の確保に向けて、その実現を最優先していくことが今の状況だと認識しており、我々としてもそれに全力を尽くしたいと考えています。

将来の見通し、或いは見直しとなりますと、なかなかまだ何とも言えないというのが正直なところではありますが、国際的な議論の中にし

っかりと入って、今後の動向をしっかりと見て、そして対応していくことが大切だと思います。そのプロセスにおいては、民間の事業者の方々のご意見もまた聞かせていただきながら考えていきたいと思っております。

また、税務調査のご質問を頂きました。確かに実務的には非常に関心が高いところだと思います。ただ、合間さんもお認識のとおり、私も財務省の立場と国税庁の立場は若干違いますので、私から答えるのはなかなか難しいところではありますので、今日の時点では答えられる範囲だけ答えさせていただきます。

例えば3月決算の法人を前提とすると、今の予定では令和8年9月末までに初回の申告書の提出が予定されています。第2の柱の執行については、新しい制度ということもあって今もまさに追加的な執行ガイダンスが議論されて、策定されているところであります。当局としては、制度が円滑に開始されて実施されていくために、まずは納税者の皆さまに対してしっかりと周知広報をして、情報提供もして、制度の説明もして、適切な申告を行っていただけるように準備を進めていきたいとしか今の時点では申し上げられないところです。今日、オンラインでは国税庁の方々も聞いていらっしゃるようでし、問題意識は伝わっているかと思っておりますので、私どもからもまた後日伝えておきたいと思うところであります。

続けて、本当に順不同で全く申し訳ないのですが、CFC税制（外国子会社合算税制）についても、青山さん、合間さんからご発言を頂きました。CFC税制については、令和5年度税制改正、令和6年度税制改正においても追加的な見直しを行ってきたところです。今後の見直しについてはなかなか確たることは申し上げられませんが、今後もさらなる第2の柱の法制化を踏まえて必要な見直しを検討することになっておりますので、これに沿って検討を進めていく予定にしているところです。

合間さんからお話があったグループ単位の具

体的な話については、なかなか今回回答し難いところではあるのですが、そういった問題意識、ご要望があったということについてこの場で留意したいと思っております。

最後に情報発信について少し言及しておきたいと思えます。令和5年度の税制改正におけるIIRの創設以降、第2の柱について、これまでパンフレットや通達の解説、Q&Aといった形で縷々作成・公表するとともに、経済団体等に対する説明会も実施して、制度の周知・広報を進めてきたところであります。直近で申し上げますと、この9月に令和6年度の税制改正を踏まえたQ&Aの改定版を国税庁から公表しました。また現在も、本年8月に公表した通達の解説の公表に向けての作業が進められています。引き続き、OECDから発出される執行ガイダンスの追加、或いは税制改正も踏まえて、積極的な制度の周知・広報を進めていきたいと考えています。引き続き、税務行政へのご理解とご協力を頂ければと思います。よろしく願いいたします。私からは以上です。どうもありがとうございました。

おわりに

（吉村） 小多さん、どうもありがとうございます。円滑な進行に皆さまご協力いただいた関係で、予定時間内に終了できそうです。こちらで第2部を終了したいと存じます。本日は2つの柱の進捗状況について最新の情報をご披露いただきました。今後の動向については不確実な要素が残りますので、まだまだ注視が必要な一方、実施に向けた準備を進めていかなければならない状況かと存じます。その基礎となる見通し、或いは考え方を本日のディスカッションから得られたのではないかと思います。私自身、本日の皆さまの議論を拝聴してかなり深い理解を得ることができました。パネリストの皆さまに改めて感謝申し上げたいと思います。

それでは、これで国際課税に関するパネルディスカッションをお開きにさせていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。

「令和7年度税制改正に関する租研意見」*の解説

株式会社 EBPM 研究所 代表取締役

林 宜嗣

<総論>

1. わが国経済社会の構造的な問題と税制の在り方

(林) それでは私から、令和7年度の税制改正に関する意見の報告をさせていただきたいと思います。

本意見書はいろいろなプロセスを経て作成しております。学者が中心となっている政策検討会、それから各種の研究会、企業の方々をメンバーとする政策委員会、企画・運営小委員会、正副会長会議、そして租研会員に対するアンケートなども踏まえて作成しております。従って、租研の意見書は他の税制改正要望とは少し異なった特徴を持っていることをまず申し上げなければなりませんと思います。

第1は、日本が抱えている構造問題を踏まえた提言だということです。意見書は令和7年度の税制改正に関する租研意見となっておりますが、中長期的な構造改革における税制面での取り組みも重視しています。また、構造問題はイメージベースではなく、しっかりしたデータの裏付けがなされています。



第2は、提言のよりどころを租税理論に求めながら企業活動や税制の現状に関する租研意見の考えを融合させた意見書になっていることです。これは政策検討会や研究会での議論、そして企業のメンバーとの議論を経て作成されているからこそ実現できるものです。つまり、理論と実践の両面を考慮した意見書になっているということをまず申し上げたいと思います。

それから第3は、税の議論ではどちらかというと軽視されがちな簡素という租税原則を重視している点です。税が社会経済活動のインフラ

* 「令和7年度税制改正に関する租研意見」は（公益社団法人）日本租税研究協会のホームページ上に掲載

としての役割を果たすためには、税が適正に設計されていることが必要であることは申すまでもありません。しかしながら、税の仕組みが複雑であったり、或いは納税事務手続きの負担が大きかったりしたのでは、企業活動にむしろマイナスになってしまいます。

それでは、概要に沿ってご説明を申し上げます。

〔わが国経済社会の構造的な問題〕

わが国の経済社会が直面している構造問題の第1は、経済活力の停滞です。バブル崩壊後、失われた10年といわれていたものが、現在では失われた30年といわれている状況です。経済成長率は先進国の中では低い水準となっていますが、その背景には投資や消費の低迷、企業活動における新陳代謝の遅れ等があります。また、労働生産性が低いことも日本の構造問題です。

第2は、人口減少、少子高齢化の進行です。人口減少は国内市場の縮小、労働力不足によって日本の経済成長率を低下させると同時に、高齢化による社会保障費だけでなく少子化対策をはじめとする全世代型社会保障によって財政支出の膨張につながります。

第3の構造問題は、格差の拡大です。相対的貧困の増大と世代を超えた格差の拡大或いは固定化という個人間の格差だけでなく、経済活動の地域間格差の拡大によって税収格差が大きくなり、行政水準の格差にもつながっていきます。

第4は、財政問題です。日本の財政はご案内のように、歴史的、国際的に見ても最悪の状況となっています。巨額の財政債務は将来世代へ負担を先送りし、世代間の不公平を拡大させるだけでなく、財政運営の弾力性を損ない、国民に真に必要な公共サービスが供給できなくなってしまうような事態をもたらしかねません。

〔「構造問題」への対応〕

こういった構造問題への対応が必要です。

第1は、経済活力の強化です。経済ダイナミ

ズムを強化し、成長と分配の好循環を生み出さなくてはなりません。そのためにも日本のビジネス環境を良くし、企業の国際競争力や立地競争力を高めることが必要です。それには成長分野への重点的な投資、イノベーションや投資による生産性の向上、スタートアップの促進により、事業の新陳代謝を促すことが重要です。

第2は人口減少、少子化への対応です。人口減少は労働力不足にもつながりますが、職種や分野によっては、労働力不足問題も出ています。従って、労働生産性を高めると同時に人口減少対策として労働移動の円滑化を進めることも重要ではないかと考えています。

第3は、格差問題への対応です。財政による事後的な再分配である、いわゆる社会保障や累進税といったものの役割が期待されておりますけれども、やはり再分配に関しては、給付・負担の水準についての国民的な議論が必要です。その際、税・保険料による負担と各種給付による受益を総合的に見ることが重要であり、税と社会保障を一体化した制度、つまり給付付き税額控除等の導入についても検討すべきであると考えています。

第4は、財政の健全化への対応です。そのためにも歳出・歳入両面からの改革が必要であり、特に歳出に関しては科学的根拠に基づいた政策立案（EBPM）の推進が不可欠です。また、国民負担の在り方を含めて受益と負担の適正化も重要だと考えております。

こうした構造問題への対応に対して税はどうあるべきなのかということを、税制改革の基本的視点のところで提案しています。

2. 税制改革の基本的視点

〔経済活力に資する税制の構築〕

構造問題への対応は、歳出も含めた総合的な取り組みが必要ですが、やはり税は非常に重要な役割を示しています。経済活力に関しては、わが国企業の国際競争力を強化し、日本全体の

立地競争力を向上させる観点から、特に法人税の税率、課税ベースの在り方が重要です。

また法人税に関しては、イノベーション、スタートアップ、デジタル化、脱炭素などへの重点投資の促進と、生産性を向上させるために政策税制の活用も重要です。

また個人税に移って所得税についても、女性・高齢者等の活躍の促進、成長分野への人材移動を促すためにも、働き方に中立的な税制の構築が必要です。

〔財源調達機能の強化〕

財源調達機能の強化に関しては、社会全体に利益が及ぶ公共サービスの財源は、保険料よりはむしろ税によって賄うこと、社会保障財源としては消費税で受け止めるべきことを提案しています。日本は地方財政の規模が国際的に見て大きく、従って財政責任を伴った地方行財政運営の実現が特に重要であります。地方税の改革に関しては、応益原則に基づく制度改革を行うこと、そして地域偏在が小さく安定的な税収が見込める地方税体系の構築が求められています。

〔租税原則を重視した税制の構築〕

税制改革には、今申し上げたような基本的視点が必要ですが、税は財政支出の財源調達手段です。そのためにも、税が備えるべき原則があり、それが公平・中立・簡素という3つの原則です。

公平は、人々が負担能力に応じて税を分かち合うという応能原則を意味するのですが、現在世代と将来世代という世代間においてもこの原則が満たされる必要があります。

中立は、税収調達手段である租税が個人や企業の活動に対して与えてしまう影響、ゆがみを極力小さくするという視点で税収調達を行っていかなければいけないという原則です。

簡素は、納税者にとって理解しやすく、そして徴税者にとっても徴税コストのかからない税の仕組みを構築するということです。納税事務負担の軽減や税負担に関する予見可能性を高めるためにも税は簡素でわかりやすいものでなけ

ればなりません。

3. 税体系

公平・中立という原則はしばしばトレードオフの関係にあることがあります。また、単一の税で全ての租税原則を同時に満たすことはできません。従って、どうしても複数の税目が必要になります。これが租税体系ということになります。

日本を支える税体系としては、所得に対する課税、消費に対する課税、資産に対する課税のバランスを図りつつ広く全世代が負担すること、そして景気に左右されにくい財源を確保することが重要であり、そのためにも所得税が持つ税収調達機能の回復も視野に入れ、消費税と所得税を両輪とした税体系を構築するべきだと提言しています。

<各論>

4. 所得税

続いて、各論に移りたいと思います。まず所得税です。過去の改正で、累積で約10兆円に上る税収が減少しました。現在、税制改正等によって税収は回復しつつありますが、長期的には財源調達機能はやはり弱まっています。この機能の回復を視野に入れ、低税率適用ブラケット幅の縮小など、税負担構造についても検討を加える必要があるという提言をしています。

所得税の再分配機能という観点からは、所得控除から税額控除への転換、その際に給付付き税額控除の導入も検討すること、それから資産所得、とりわけ金融所得課税の在り方についても検討を加えていくべきだという提案をしています。

所得税は、働き方やライフコースに影響を与える可能性があります。従って、雇用・就業形態、所得の稼得形態の多様化が進む中で、婚姻、

働き方などに関する個人の選択への中立性を確保し、就労を阻害しないように所得区分、課税方式或いは各種控除等についても検討を加える必要があります。

給与所得者とフリーランスとのバランス、退職給付、それから各種年金の拠出、運用、給付段階における課税の在り方についても中立性の確保、適正な税負担の実現という観点からの検討が必要です。所得税については、再分配機能或いは税負担構造をどうすべきかといったことについてまだ議論を加えていかなければならないということもあり、「検討を加える」という提案でとどまっているものもあります。

5. 相続税・贈与税

贈与税には、富の集中抑制や格差の固定化防止といった機能が期待されています。平成25年度税制改正において基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げなどが行われたために、富の集中抑制という機能は一定程度回復しました。今後とも税制全体を通じた所得再分配が適正に果たされるように、相続税の在り方について検討することが必要であります。

資産の世代間移転を促進することを目的として、結婚・子育て・教育・住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置が導入されました。しかしながらこれについても、格差の固定化につながるように今後も見直しが必要だという提案をさせていただきました。

事業承継税制については、第三者への事業引き継ぎ、それから統合等のバランスも考慮しつつ、適用状況、効果検証を踏まえた検討が必要です。

6. 法人税

当協会が会員を対象にした調査でも、法人税制が企業活動に与える影響が大きいという回答が寄せられています。従って、日本経済を活性

化するという観点から経済成長を促す法人税制を構築する必要があります。

これまで成長志向の法人税改革としては税率の引き下げと課税ベースの拡大が行われてきましたが、今後においては法人税率、課税ベース等についてはグローバルミニマム課税の導入なども踏まえて国際的に調和の取れたものとしつつ、投資や賃上げに積極的に取り組む企業を後押しするようなメリハリのある税制が望ましいと提案しています。

具体的にはイノベーション促進或いはスタートアップ支援のため、今後も研究開発税制、イノベーションボックス税制の改善・拡充が必要です。

グループ通算制度については、事務負担軽減の観点からの制度改正を行っていく必要があると提案しました。その他、法人税については、受取配当益金不算入制度、欠損金の繰越控除制度について課税ベースを拡大して行われた制限の見直しが必要だと提案しています。

7. 国際課税

国際課税については、以下の点を提案しました。第1は、国際的二重課税を排除し、投資交流を阻害しない国際課税ルールを構築するため、多国間フォーラムでの合意形成の上、国内法・租税条約の整備を進めること。第2は、移転価格税制をはじめとする国際課税制度の執行、租税条約の適用における予測可能性の確保、事務負担軽減のため、取り扱いの明確化、事前確認・相互協議制度の適切な運用が重要であるということを示しています。第3は、デジタル経済に対応するため、新たな二重課税、企業の事務負担の増加につながらないように、制度の明確化、納税コストの最小化を図ること。そして第4は、国際最低課税額制度の法制化と運用に関しては納税事務負担の軽減、外国子会社合算税制については事務の重複排除の観点から抜本的な見直しが行われること。以上の点を提案させ

ていただきました。

8. 消費税

消費税については、既に税体系のところでも指摘しているように、財政健全化と社会保障関係費の増加に対応する財源として消費税の果たす役割が重要だと考えております。

その他にも、以下の点を提言しました。消費税の使途が社会保障に限定され、受益面も考慮するならば、低所得者には有利な制度となっているということを十分に説明し、国民の理解と納得を得ていく必要があるということ、制度の信頼性・透明性を高める観点からインボイス制度の円滑な実施が重要であり、中小事業者向けの特例についても課税の公平性・信頼性の観点からの見直しが必要であること、軽減税率制度は公平・中立・簡素の観点から弊害があるということ、そして今後適用対象が拡大しないよう、厳格な歯止めを設けるべきであるということ、そして逆進性の問題或いは低所得者対策については給付方式によって対応することが望ましいというのは、従来からの提案を引き続き行っています。

9. 地方税

地方税については、以下の点を提案しております。財政規律を伴った地方行財政運営の実現のため、地方行政サービスの費用をその受益者が広く負担する応益課税原則を、地方税については明確にする必要があるということ、地方財政支出が現在、福祉或いは生活関連など対個人向けの割合を高めている中で、地方税についても全体の税収を確保しつつ法人から個人に比重を移すとともに、課税標準が重複する税目の統廃合等も検討する必要があるという提案をしました。それから負担分担、応益課税の考え方に基づき、個人住民税均等割の引き上げ、法人事業税における外形標準課税の拡充、土地に係る

固定資産税の負担適正化、ふるさと納税制度の見直し等についても検討することを提案しています。

10. その他の税

自動車関係諸税については、受益者負担・原因者負担の原則に加えて、カーボンニュートラル目標の実現、電気自動車の普及などと整合的なものになるように、課税の考え方、税体系の再構築が必要であるとししました。

それから、カーボンニュートラルの目標は産業競争力の強化と経済成長を実現しながら達成していくことが重要であること、そのためにも政策はパッケージとして進めるべきであって、炭素に対する賦課金も政策パッケージの1つとして適切な制度設計が必要であるという提案をしました。そして、脱炭素型社会への移行に伴うコストは国民全てが広く負担すべきものであって、炭素価格の適正な転嫁が重要だという提案をしています。

11. 納税環境の整備

納税環境については以下の点を提言しました。言うまでもなく税は民主主義の根幹であります。国民が税の意義と役割、受益と負担の関係性を理解し、適正な納税が行われるように、税制及び財政の現状に関する情報を正確かつタイムリーに提供するとともに租税教育の充実などが重要であること、それから国税、地方税の申告・納税手続きのデジタル化・キャッシュレス化を進め、納税者の利便性の向上、事業者のバックオフィス業務の生産性の向上、税務行政の効率化を進めることによって、社会全体のコスト削減につなげることが重要であること、そして徴税・給付事務の迅速・正確な実施に加えて、社会保険制度における資産勘案、給付付き税額控除制度など、公平な給付と負担を今後実現していくための基盤としてマイナンバーを活用し、

所得・資産の正確な把握を行うことが重要であるという納税環境の提案をしました。

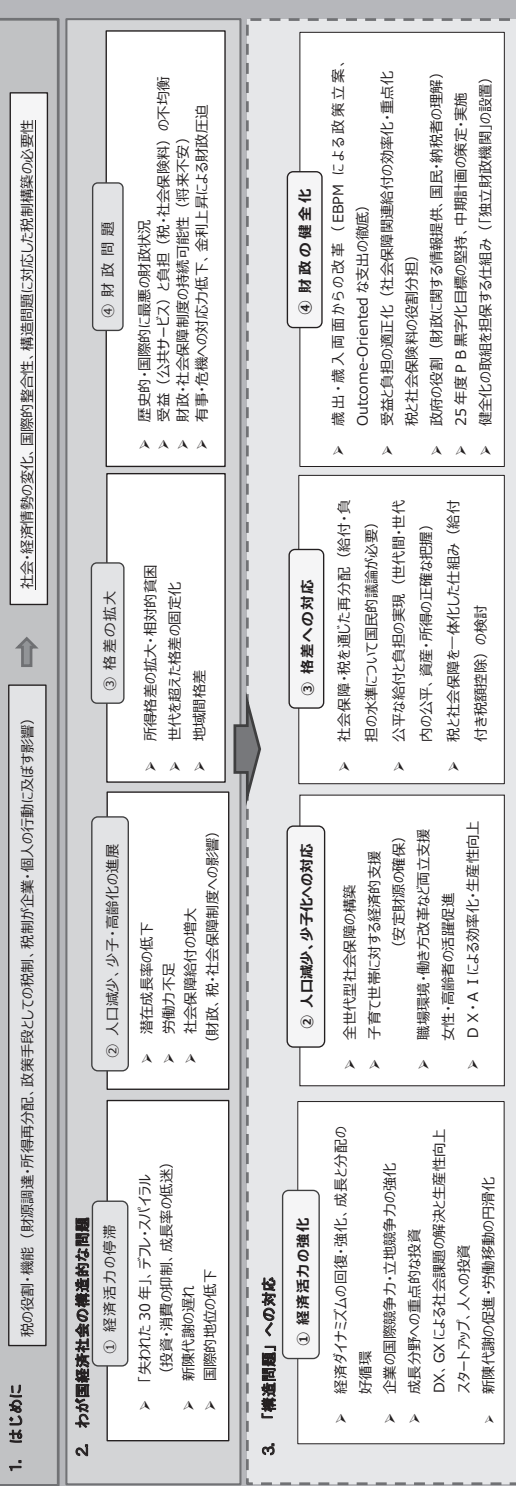
以上、租研の意見のポイントを説明させていただきました。詳細は本編をお読みいただくと

ともに、意見書にはバックデータとして資料編を付けておりますので参照していただければと思います。

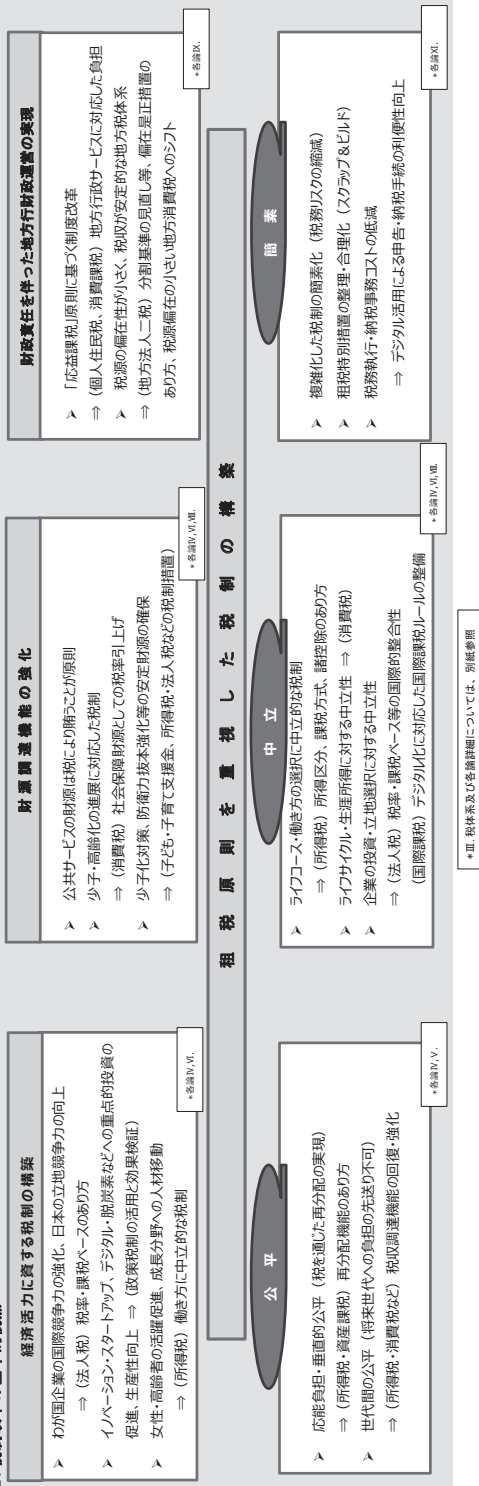
令和7年度 税制改正に関する租研意見（概要）

総論

I. わが国経済社会の構造的な問題と税制のあり方



II. 税制改革の基本的視点



各論	Ⅲ. 税体系 ○ 税目・課税対象、法人所得課税、消費課税・資産課税）のバランスの取れた税体系の構築 消費税は、現収世代に負担が集中せず、全世代で負担を分かち合うことができるため、全世代型の社会保険として相応しい。 消費税率の引上げにより安定的な財源を確保するとともに、所得税の税収調達能力の回復を視野に入れ、消費税と所得税を両輪とした税体系を構築すべき。
	Ⅳ. 所得税 ○ 過去の改正で低下した税収調達機能の回復が必要。その際、所得税の負担構造について、低所得層向けに「<u>ラテ</u>」の縮小などについても検討する必要がある ○ 所得税の累進性・透明性の確保という観点から、所得控除から税額控除への転換（給付き税額控除の導入）、資産所得（金融所得）課税のあり方について検討 ○ ライフコース・雇用・就業形態、所得の稼得形態の多様化が進む中で、増額、働き方などに関する個人の選択への中立性を確保し、就労を阻害しないよう、所得区分、課税方式、各種控除等について検討する必要がある ○ 給与所得者とフリーランスとのバランス、連給給付（一時金・年金）、各種年金の拠出、運用、給付額面における課税のあり方について中立性の確保、適正な税負担の実現という観点から検討が必要
各論	Ⅴ. 相続税・贈与税 ○ 税制全体の中で相続税の機能（富の集中抑制・格差の固定防止）の適切な発揮が重要。資産の移転時期に中立的な税制を構築する観点からの相続税・贈与税の見直しについても検討を進めるべき ○ 資産の世代間移転促進を目的として導入された、結婚・子育て・教育・住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置については、格差の固定化につながらないよう、今後とも見直しが必要 ○ 遺産承継税制については、第三者への事業引継・統合等とのバランスも考慮しつつ、適用状況・効果検証を踏まえた検討が必要
	Ⅵ. 法人税 ○ 企業の国際競争力の強化、立地競争力の確保など、日本経済の持続的な成長を促進するためのインフラとして法人税の整備が重要 ○ 法人税率、課税ベース等については、グローバルミニマム課税の導入なども踏まえ、国際的に調和のとれたものとしつつ、投資意欲の向上に資するメリハリのある税制が望ましい ○ イノベーション促進・スタートアップ支援のため、今後においても研究開発税制、イノベーションボックス税制の改善・拡充が必要 ○ グループ還元制度について事務負担軽減の観点からの検証、受取配当益金不課税制度、欠損金の繰越控除制度について課税ベース拡大として行われた制限の見直しが必要
各論	Ⅶ. 国際課税 ○ グローバル化、デジタル化が進むるなか、国際的な二重課税を排除し、投資意欲を阻害しない国際課税ルールを構築するため、多国籍フォーラムでの合意形成の上、国内法・租税条約の整備を進めることが望ましい ○ 移転価格税制を是とするとする国際課税制度の執行、租税条約の適用における予測可能性の確保、事業投資促進のため、取扱いの明確化、事前確認・相互協議制度の運用においても、新たな二重課税、企業の事務負担の増加につながるよう、制度の明確化、納税コストの最小化を図るべき ○ 「国際最低課税制度」の法制化・運用に当たっても、納税義務負担の軽減に配慮し、外国子会社等税制についても「所得含み率」との併存による事務の重複軽減の観点から抜本的な見直しを期待
	Ⅷ. 消費税 ○ 財政健全化と社会保障財源の増加に対応する財源として消費税の果たす役割が重要 ○ 消費税の徴収が社会保障に限定され、受益面も考慮するなら低所得者に有利な制度となっていること等を十分に説明し、国民の理解と納得を得ることが重要 ○ 制度の透明性・透明性を高める観点からもインボイス制度の円滑な実施が重要。中小事業者向けの特例についても課税の公平性・信頼性の観点から見直しが必要 ○ 軽減税率制度は、公平、中立、簡素の観点から評価。適用対象が拡大しないよう厳格な中止めを設けるべき（逆進性の問題には給付方式により対応することが望ましい）
各論	Ⅸ. 地方税 ○ 財政健全化を伴った地方行財政運営の実現のため、地域行政サービスの費用をその受益者が広く負担する応益原則を明確にする必要がある ○ 地方財政支出が福祉・生活関連など対個人向けの割合を高めている中で、地方税についても、全体の税収を確保しつつ、法人から個人に比重を移すとともに、課税権が重複する税目の整理等も検討する必要がある ○ 「負担公平性」「応益課税」の考え方に基づき、個人住民税等増額の引上げ、法人課税における外形標準課税の拡充、土地に係る固定資産税の負担増正化、ふるさと納税制度の見直し等について検討する必要がある
	X. その他の税 ○ 自動車関係課税については、受益者負担・原因者負担の原則に加えて、カーボンニュートラル目標の実現、電気自動車等の普及などと整合的なものとなるよう、課税の考え方、税体系の再構築が必要 ○ カーボンニュートラル目標の達成、脱炭素社会の形成、経済成長と両立を実現させるための政策パッケージの一つとして、炭素に対する課税などについても適切な制度設計が必要。炭素税社会への移行に伴うコストは国民すべてが広く負担すべきものであり、炭素価格の適正な算定が重要
各論	Ⅺ. 納税環境の整備 ○ 税は民主主義の根幹。国民が税の意義と役割、受益と負担の関係を理解し、適正な納税が行われるよう、税制及び財政の現状に関する正確かつタイムリーな情報提供や税務教育の充実などが重要 ○ 国税、地方税の申告・納税手続きのデジタル化により納税利便の向上、納税行政の効率化を進めるべき。税務手続のデジタル化、キャッシュレス化を事業者のバックオフィス業務の生産性向上、社会全体のコスト削減につなげることが重要 ○ 納税・給付事務の迅速・正確な実施に加えて、社会保障制度における資産調査、給付付老齢給付制度など、公平な給付と負担を確保するための基盤としてマイナンバーを活用した所得・資産の正確な把握（預貯金口座への附帯納付等）が必要

税制改革討論会： 税制改革を巡る現状と課題



岩崎 氏 (司会)



青木 氏



寺崎 氏



渡辺 氏



宮永 氏

●参加者

財務省主税局長

総務省自治税務局長

早稲田大学法学部・法学学術院教授

三菱重工業株式会社取締役会長（租研副会長）

青木 孝徳
寺崎 秀俊
渡辺 徹也
宮永 俊一

司会 明治大学専門職大学院法務研究科教授

岩崎 政明

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編 33 頁～117 頁」に掲載されています。

はじめに

(岩崎) 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました岩崎政明でございます。明治大学の法科大学院で租税法を担当しております。本年度の討論会でも司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和6年度税制改正においては、デフレから脱却し新たな経済成長のステージへと移行するため、物価上昇による企業業績の底上げと構造的な賃上げを実現するという観点から、所得税、個人住民税の改革や法人税の改革が行われました。また、物価上昇と賃上げとのタイムラグを補填するための時限的な定額減税措置も導入されました。そして、子ども・子育て支援措置として、所得税に係る各種所得控除制度の見直しや固定資産税に係る減税措置も取られました。

これらの措置は政策減税措置ではありますが、別の観点から見れば将来の日本の社会基盤や国家基盤を支えるための投資であると捉えることもできると思います。加えて、日本の産業基盤を確かなものとし国際競争力を高める観点から、グリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーション、そして経済安全保障などの分野における国内投資を促進するための措置として戦略分野国内生産促進税制が導入され、また日本の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、無形資産の開発投資を促進するための措置としてイノベーションボックス税制も創設されました。

国際課税の分野においても、BEPS包摂的枠組みに基づく市場国への課税権の配分措置とグローバルミニマム課税措置の国内法化が進められております。ただし、これらの国際課税の制度改革はアメリカやEUにおける税制改正と連動させていく必要があるため、特にアメリカの動向、より具体的にはアメリカ大統領選挙の動向が気掛かりなところであります。

納税環境の整備については、国税、地方税ともに、e-TaxやeLTAXをはじめとして納税と執行に関する電子化・法律化を進める施策が行われました。

最後に地方税固有の問題として、人口の偏在化が止まらないという状況において、地方の安定財源をどのように確保するかに焦点を当てた改革も始められています。

こうした改革の流れを加速するために、令和7年度税制改正についても既に各関係省庁や財界から要望が出されているところであります。租研の要望も先ほど林先生からご説明があったところであります。

令和7年度の税制改正に当たっては、これらさまざまな要望のうち、どのようなビジョンの下に何から着手して、いかに発展させていくかということが重要な問題になると思います。ところが現在、自由民主党の総裁選挙期間中で、候補者の方々の主張される政策には税制改革にも関連することがいろいろ含まれています。また、野党第1党の立憲民主党の代表選挙もまだ決着しておらず、どなたが代表になるかによって税制にも影響が及ぶことがありそうです。

現下の不安定な政治状況の下では、令和7年度の税制改革の概要についてご説明いただくのはなかなか難しいところがあると思いますが、本日は国及び地方に関する税制について現在進められている取り組み状況について、青木孝徳財務省主税局長及び寺崎秀俊総務省自治税務局長をお迎えして解説していただいた上で、これに対して租税法の専門的立場からは渡辺徹也早稲田大学教授に、また経済実務の観点からは宮永俊一三菱重工業株式会社取締役会長（租研副会長）にそれぞれご意見を開陳していただきながら討論をさせていただこうと思います。

進行に当たっては前半と後半の2つに分けて、前半においては国の税財政について青木主税局長からご説明いただいた上でこれに基づいて討論し、後半においては寺崎自治税務局長に地方の税財政についてご説明いただき、討論するこ

とにさせていただきたいと思います。

それでは早速ですが、国の税財政に関する中長期的な課題と現下の問題解決の方向について、青木主税局長からご説明をお願いいたします。

I. 税制の現状と今後の課題

(青木) 青木でございます。ご紹介いただきまして、ありがとうございます。昨年に引き続き2度目の講演ということで今日は大変楽しみにしてまいりました。ありがとうございます。

事前に資料をお配りして、渡辺先生と宮永副会長から結構ポイントを突いた質問を頂いていますので、どちらかというところのご質問にお答えする時間を割とたっぷり取りまして、資料は簡単にご説明させていただきたいと思います。

1. 総論

〔最近の動き〕財務省（4ページ）

最近の動きということで今年の年末に向けてなのですが、2022年12月に決めた防衛力強化のための税制措置については、方針は決まっていますが、実際に最終決定をし、法案化する作業が残っています。昨年2023年10月から始まったインボイス制度、これは後で触れます。それから昨年12月にまとめた令和6年度改正の中で、扶養控除の見直しが宿題になっておりますので、そういったことを中心に今年の年末には何らかの議論をし、結論を得るということになると思っています。

〔令和6年度税制改正の全体像〕財務省（5ページ）

これをご紹介いただいたように、デフレからの完全脱却に向けて令和6年度改正においては「成長と分配の好循環」ということで、定額減税や賃上げ促進税制、それから戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制といったことをやらせていただいているところです。

〔令和6年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額〕財務省（6ページ）

規模としては定額減税が所得税で▲2兆3,000億円程度です。これは地方税などが加わると▲3兆3,000億円程度になるでしょうか。プラス給付金もセットでやっていますので、全部合わせると大体5兆円規模の、国民の所得を増やす政策を行う一方で、法人税制の中では賃上げ促進税制の強化を行います。改正増減収としては▲3,460億円なのですが、根っこから元々ある部分も含めると恐らく▲1兆円を超えるような減税になると思っています。併せて戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制ももろもろやって、トータルすると平年度ベースで▲2兆9,000億円程度の減税規模になっています。

令和7年度改正に入る前に、税収の話をさせていただきたいと思います。

〔一般会計税収の推移〕財務省（7ページ）

これは令和6年度の予算まで見込んでおり、決算の数字としては令和5年度の数字が直近の実績であります。72.1兆円ということで、コロナが明けて税収としては順調に増えてきている状況だと思います。

〔雇用者報酬・給与税収の推移〕財務省（8ページ）

中身を見ていくと、まずこれは所得税の中の給与税収に係る部分であります。雇用者報酬、総報酬も順調に増えていることもあって、給与税収についても令和5年度決算は13.6兆円になっております。

〔配当金総額・配当税収の推移〕財務省（9ページ）

配当は、令和5年度は少し落ちているように見えるのですが、これは税制改正で親子間配当の源泉徴収の取りやめというのを令和5年10月からスタートしていて、その影響があって所得

税の配当税収としては下がっていますが、配当自体は好調な企業収益を反映して伸びているという状況であります。

〔株価・株式売買金額・株式譲渡税収の推移〕 財務省（11ページ）

株価が令和5年は順調に推移しております。その結果、11ページの折れ線グラフにあるように、株式の譲渡益の税収についても、令和4年から5年にかけては1.5倍に増えています。

〔法人の所得金額・法人税収の推移〕財務省 （12ページ）

法人税も順調に増えているのですが、特に3月期の決算法人、下の方の棒グラフにありますけれども、上場企業の実績で経常利益が2割増という状況を反映して法人税収も非常に伸びています。ただ、業種別で中身を見ますと、やはり円安の影響が結構出ており、円安の影響を受けた製造業の利益の増加や、株価の上昇を受けた金融業の増収といったところの影響を強く受けていると認識しています。

〔民間最終消費支出及び輸入・消費税収の推移〕財務省（13ページ）

消費税収は令和4年から5年にかけてほぼ横ばいです。

〔相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移〕財務省（14ページ）

実は高齢化が進んで毎年亡くなられる方も増えています。それに加えて資産価格、特に最近では地価や株価といった資産価格の上昇の影響が非常に強く出ていることもあり、税収としては令和4年度から5年度にかけて大体3兆円から3.6兆円程度に増えている状況です。

ざっと各税目を見ましたが、総括するとやはり円安の影響が企業収益に出ています。それから資産価格、株、土地の影響が所得税や相続税などに出ています。そういった資産価格の上昇

と円安の影響を受けて、足元の税収が非常に好調だったということなのですが、今後ほとんどん拍子で税収が増えていくかどうかというのはよく注意していかなければいけないと思っています。

〔一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移〕財務省（15ページ）

税収は増えていますが、一方で歳出の方も当然お金はかかるわけで、物価の上昇なども踏まえ、コロナで一気に補正予算を何十兆円と増やした時期から、実は足元まだまだ平常状態に戻っているとはいえない状況です。令和5年度の数字で見ても72.1兆円の税収に対して130兆円近い歳出が出ています。そのうち補正予算で結構な金額を追加している状況であります。

〔財政の中長期的な展望〕財務省（16ページ）

少し前に内閣府が出した「財政の中長期的な展望」の中で、プライマリーバランスが来年度黒字化するという試算が出されています。これを受けて、割と税収も伸びているし、プライマリーバランスもどうやら黒字化するのではないかと、財政はだいぶ良くなってきているから余裕が出ているということを結構いろいろなところで言われたのです。ただ、その試算について簡単にご説明すると、去年は補正予算で大体10兆円近く公債発行して追加していますが、今年の補正予算は当然まだ出ていませんで、それがまず盛り込まれていません。

つまり、今年の補正予算は全くやらない前提でプライマリーバランス2025がプラス化します。それから、税収ももちろん足元の伸びを反映するのですが、例えば後でご説明しますが防衛財源もきちんと確保するという前提ですので、歳出面においても歳入面においても前提をしっかり実行していくのはそんなに容易な話ではないので、プライマリーバランスがなかなか良くなってきていること自体は確かですけれども、まだまだ楽観できない状況であるということを簡

単にご説明させていただきました。

〔経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）〕
財務省（17ページ）

続いて、税制改正の中身に入ります。骨太方針2024で示された税制の大きな改革の考え方です。アンダーラインをしていますけれども、こういった観点を踏まえて税制全体の見直しをしっかりとやっていきたいということです。

〔経済社会の構造変化〕財務省（18ページ）

その前提になる経済社会の構造変化ということで、例えば所得税の世界でいえば働き方やライフコースの多様化といったことにきちんと対応していかなければなりませんし、格差を巡る論点なども最近をよく出てきています。

〔個別税目の現状と課題〕財務省（19ページ）

個別税目ごとの課題が列挙されています。短期的なものから中長期的なものまでしっかり対応していくことが宿題としてあると感じているところであります。

2. 所得税

（1）所得税・個人住民税の定額減税

〔給付金・定額減税一体措置について〕財務省
（23ページ）

ここからはまず所得税の話に入っていきます。定額減税を今回行っています。所得税、住民税の減税に加え、そもそも税金を払っていない方には低所得世帯向けのさまざまな給付、それから所得税、住民税を減税額に満たない金額を払っていただいている方にはその差額、そういったものの給付を併せて、国民全ての階層に所得の増加をきちんと認識していただいてデフレから完全に脱却していただくという考え方の下に、減税と給付を組み合わせた措置を行っています。

〔源泉徴収・定額減税事務の流れ：給与所得者の例（イメージ）〕財務省（25ページ）

実際に6月からスタートしているのですが、実務の面で結構大変だったという声を非常に多く頂いております。下の方の「定額減税事務」に列挙しているようなことを現場でしていただいたということで大変ご迷惑をおかけしましたし、対応いただいた方々には本当にお礼を申し上げます。

〔岸田総理記者会見（令和5年11月2日）〕財務省（26～27ページ）

元々の減税の趣旨が書かれている岸田総理の記者会見です。

〔（参考）物価上昇率と所得増加率の関係〕財務省（28ページ）

それを絵にしたものです。2023年度について言いますと、物価上昇が大体3%に対して、所得の増加率の実績値として2.4%で、なかなか物価上昇に所得の増加が追いついていない状況です。これを2024年、今年度については、賃上げと定額減税などによって逆転させていく、物価上昇を上回る所得の上昇を実現していくことが狙いであります。

中身を分解すると、1人当たりの雇用者報酬は、グラフの右下ですけれどもプラス2.5%と見込んで、これとあわせて減税等々の効果で3.8%の所得増加を目指しています。

〔春闘による賃上げ引き上げ率の推移（連合）〕財務省（29ページ）

足元の賃上げですが、ご承知のとおり春闘の結果は全体で5%を超え、中小企業についても4.69%ということで、非常にご努力を頂いていると考えています。

〔賃金指数の推移〕財務省（30ページ）

実質賃金もようやく足元プラスに転じているところであります。こういった状況をちゃんと

見極めながら、今回のワンショットの定額減税のようなことをしなくてもいい姿に経済を持っていくことが必要だと考えています。

(2) こども関係

先ほど少しご紹介しましたけれども、こども関係で扶養控除の見直しが今年の年末の宿題事項になっております。

〔「こども未来戦略」(抄)〕財務省 (32ページ)

おさらいですが、元々扶養控除の見直しの前提として児童手当が高校生年代まで所得制限なしで配られることになっており、それとの関係で高校生年代の扶養控除の見直しが議論のテーブルに乗りました。

34ページの真ん中の図ですけれども、高校生年代の扶養控除について、現在は38万円ですが、この38万円を廃止し、教育費等の支出が多いことに配慮して従来大学生等の扶養控除に上乗せされている25万円を高校生年代の扶養控除とする改正案となっております。

〔児童手当の拡充と扶養控除見直しによる受益のイメージ〕財務省 (37ページ)

結果として、あらゆる所得層に児童手当の拡充と扶養控除の見直しを合わせて今よりも手取りが増えることになっています。所得が高い人になればなるほどプラスの受益がだんだん落ちていくという絵になっています。

これと併せて38～42ページに、例えばひとり親控除や住宅ローン控除等、それから生命保険料の控除について、子育て世帯向けに特にスポットライトを当てて減税を行うものもセットで今回行うということが方針としては決まっています。

〔令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)(抄)〕財務省 (43ページ)

最後に、宿題になっているのは、実際今年の年末に決めて実施していくに当たっては、扶養

控除を見直すと当然課税総所得金額などが変わってきて、それに応じて例えば保育料などいろいろな行政サービスの利用料が影響を受けるものですから、この影響を受けないようにすることも国の施策、地方の施策と併せてきちんとケアしなさいということがこのページの中ほどに書いてあります。こちらもしっかり対応したいというふうに思っています。

〔所得税額・住民税額等を活用している各府県所管制度(主なもの)〕財務省 (44ページ)

これは、具体的に影響を受ける項目をならべたものです。

(3) 年金・退職金関係

〔転職者の動向〕財務省 (47ページ)

これは、ずっと同じ会社に勤め続けるよりは、いろいろ転職をしていく世の中に変わっているという資料です。

〔令和6年度税制改正大綱(令和5年12月14日)(抄)〕財務省 (48ページ)

それを受けて、退職金課税や、私的年金制度の老後の備えみたいなものに係る税制をパッケージでしっかり見直していくということが今年の宿題としてあります。

〔退職所得の課税方式〕財務省 (49ページ)

退職金課税については、皆さんご承知だと思いますけれども2分の1課税をするという制度と、1年当たりの控除の金額が20年までは40万円、20年を超えると70万円という制度についてどう考えるかという問題であります。

〔年金課税の概要〕財務省 (51ページ)

これは年金課税の現状の制度です。

〔確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態〕財務省 (52ページ)

実際、私的年金の給付のされ方は、一時金、

つまり退職金のような形でもらった方が制度として有利であるとか、それから個々の皆さん、例えば住宅ローンを退職金などで完済するとか繰上返済するというニーズもあって、一時金で受け取っている方が非常に多いというのが現状であります。

〔主な年金課税〕財務省（53ページ）

年金課税は拠出時、給付時それぞれ、税制としてはこういう形になっているという表です。

〔企業年金・個人年金の拠出限度額〕財務省（54ページ）

これは税制改正要望に出てきていますけれども、iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額をどう考えるのか等の厚生労働省の審議会での議論の結果を踏まえて税制上の措置を講じてほしいという要望が出てきていますので、これを今年の年末に議論するというところであります。

〔各国の私的年金税制等について（原則的な取り扱いを示したもの）〕財務省（55ページ）

これはすごく大きな見直しではあるのですが、働き方や会社といったものに拘わらず、あらゆる人が同じような税制を適用されるという意味で個人勘定のようなものを設けて、生涯全体で受ける税制のメリットのようなものを同じにするという仕組みがあり、イギリスやカナダの制度をここで挙げていますが、こういったことも中長期的には念頭に置きながら今年の年末にどう議論するのかということだと考えています。

（4）控除関係

控除の関係はこれまで、基礎控除に給与所得控除等を振り替える見直しや、配偶者控除、配偶者特別控除についての見直しといったものをしてきていますが、これについても共働き世帯が非常に主流になる中、どういうふうに見直ししていくのかというのをしっかり考えていかなければいけないと思っています。

3. 消費税

（1）インボイス

〔インボイス登録件数の推移〕財務省（65ページ）

インボイスについては登録状況だけを簡単にご覧ください。インボイスの登録件数は445万件で、うち元々課税事業者だった方が288万件、元々免税事業者だった方が157万件で、総じて非常に順調に登録していただいていると思っています。

〔インボイス制度に関して生じ得る懸念と対応〕財務省（70ページ）

あとは、資料に記載している懸念に丁寧に対応しながら実務についてももしっかり定着していくということを引き続き我々としては後押ししていきたいと考えています。

（2）外国人旅行者向け免税制度の見直し

〔外国人旅行者向け免税制度の概要〕財務省（74～75ページ）

それから最近また報道などもされていますけれども、74ページに外国人旅行者向けの消費税の免税制度の概要を付けています。これは今年の年末に見直しの中身をしっかりと固めていきたいと考えています。端的に言いますと、今は一定の登録をすると買い物した時点から免税で買い物ができる制度になっていますが、75ページにあるように、実際には多額の買い物をして、実際にその物品を持ち出していないケースが非常に多いという問題があります。

〔外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性〕財務省（77ページ）

これを受けて、諸外国でも基本的にはこういう制度になっているのですが、いったんは課税で販売して、国外に持ち出したことを確認できた場合に後から税金分をリファンド（返金）するという形に持っていきたいと考えています。

〔出国時における旅行者の空港での手続き
(案)〕財務省（78ページ）

一方で、79ページに諸外国の制度がありますけれども、空港で行列を作るようなことにならないように諸外国ではいろいろな工夫をされていますので、そういったこともしっかり勉強しながら、最後の成案を得たいと考えています。

4. 法人税

(1) 成長志向の法人税改革の検証

〔法人税収の推移〕財務省（82ページ）

続いて、法人課税です。法人税収と法人税率の推移をプロットしたものです。

〔諸外国における法人実効税率の比較〕財務省
(84ページ)

法人の実効税率については累年の見直しによって足元は国際的に見ると非常に遜色のない水準、主要諸外国と比べると大体同じようなレベルまで下がってきています。

〔成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現（与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）〕財務省（83ページ）

その狙いとしては、下線を引いたところにあるように、企業に国内でしっかり投資、若しくは賃上げ、又は取引先企業への支払単価の適正化・改善などに取り組んでいただきたいという思いでこの制度の見直しをやってきたところではありますが、85ページにあるように、まず手元の資金、利益剰余金が非常に増えているという状況であります。

〔資本金規模別の利益剰余金と現預金の推移〕
財務省（86ページ）

それを資本金の規模別に見て、大企業も中小企業も同じような傾向を示しています。

〔海外・国内別に見た投資の動向及び平均賃金の国際比較〕財務省（87ページ）

他方で、国内の投資はそれほど大きく伸びているわけではありません。むしろ海外に積極的に投資をしています。一方で、賃金は諸外国と比べるとなかなか差がついている状況であります。

〔内閣府「日本経済レポート（2023年度）」（抜粋）〕財務省（89ページ）

そういったものをまとめたレポートが89ページです。最後のポツで、「海外投資と現金・預金を拡大させる一方で、国内向けの設備投資は抑制されてきたのではないか」というふうに内閣府はまとめておられます。

〔令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抜粋）〕財務省（90ページ）

昨年 of 年末にまとめた与党の税制改正大綱でも、こういったものを適切に検証していかなければならないということがまず言われていますし、その下にも書いてありますが、「賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、法人税率の引き上げも視野に入れた検討が必要である」ということで、検証をまずしっかりやっていかなければいけないというふうに思っています。

(2) EBPM

〔令和4年度租税特別措置の適用実態調査報告書（令和6年通常国会提出）のポイント〕
財務省（92ページ）

EBPMの関係ですが、租税特別措置、政策税制、様々なことを実施しておりますけれども、それを並べたものです。

〔賃上げ促進税制の適用実績等〕財務省（93ページ）

その中で賃上げ促進税制、先ほどうし申し

上げましたけれども、元々ある制度、さらに今回の改正を合わせて大体1.3兆円の減収規模になると予測しています。従って、本当にこれは効果があるのか検証することはなかなか限界があるのですけれども、いろいろな手段でやっていかなければいけないと思っています。

〔給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析・計量分析〕財務省（94ページ）

その例が、去年の税制改正プロセスの中で、それまでの制度の賃上げ促進税制でどれくらい効果があったかという検証をヒストグラム分析や計量分析という形で行いました。

〔令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抜粋）〕財務省（95ページ）

ここには、今申し上げたようにちゃんと検証していこうということが書かれています。

5. 国際課税

〔国際課税に関するOECD/G20「BEPS包括的枠組み」2本の柱について〕財務省（98ページ）

国際課税はご承知のとおり、第1の柱、第2の柱、BEPSの取り組みをしっかりとやってきているところであります。第1の柱の条約の案文のセットが、少し延び延びになっているというところがやや心配です。

〔「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」の概要〕財務省（100ページ）

これは7月に行われたG20の宣言の中身をまとめたものですが、この中で2本の柱、左側の「基本的な考え方」の2つ目のボツ、「第1の柱の交渉は」と書いてあるところを見ると、多数国間条約の署名開放を可能とするために移転価格税制の執行の簡素化・合理化、この利益Bというものなのですが、これとセットでしっかり妥結することが大事なので、迅速な妥結を奨励するというので、引き続き鋭意各国と交渉

を進めているところであります。第2の柱については、法制化をこれからしっかり進めていくということだと思っています。

6. 防衛財源

〔新たな防衛力整備計画に関する財源確保について〕財務省（102ページ）

最後に防衛財源についてです。令和9年（2027年）には、端的に言うと5.2兆円の防衛費が8.9兆円まで約4兆円上がります。ここの部分をそれぞれ歳出改革、決算剰余金、それから税外収入といったもので賄う一方、4分の1の1兆円強は税制措置で恒久的な財源をしっかりと確保していく方針を2022年12月に決めました。

〔令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）〕財務省（103ページ）

それを昨年の年末にさらにもう少し具体化しています。このページの下の方の（参考）にあります。法人税、所得税、たばこ税の3つでやるということは決まっていますが、特にたばこ税の上げ方について去年の年末にこういう形で、まず加熱式たばこ紙巻きたばこで現状生じている税負担の不公平を解消した上で全体のたばこ税を引き上げるということが書かれています。

併せて令和5年度の大綱、その上にある太い字の令和6年度の大綱で決めたこと、この方針に基づいてやるということ、今年の税制改正法案の附則で記述しておりますので、最終決断がどうなるのかはこれからですけれども、そこはしっかり今年の税制改正で議論し結論を得たいと考えています。

7. 政府税制調査会

〔政府税制調査会 委員・特別委員〕財務省（107ページ）

新しい政府税制調査会が資料記載のメンバーで令和6年1月からスタートしています。翁会長にご就任いただいております。

〔政府税制調会における専門家会合〕財務省
(108ページ)

当面はEBPMとか、長寿社会に向けたライフコースに中立的な税制とか、デジタル化への対応、納税環境整備について、専門家会合を設けて少し専門的な議論を深めていった上で税制全体をしっかりと見直していきたいという考え方でこれから精力的にご議論いただきたいと思っています。

ちょっと駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

Ⅱ. 税制の現状と今後の課題に対する意見・質問

(岩崎) ご説明ありがとうございました。非常に幅広い論点について短い時間で要領よくご説明くださいました。ありがとうございました。

それでは、ここで討論に移りたいと思います。まず、渡辺教授からご意見をお願いいたします。

(渡辺) ありがとうございます。早稲田大学の渡辺です。よろしく願いいたします。

それではまず、所得税の定額減税について伺います。定額減税を行うための事務負担は相当程度重たいということが、当初からいわれておりました。これは制度の複雑さとも関係します。この制度が租税システムを使った実質的な補助金であるなら、コンプライアンス・コストの増大あるいはプライベートセクターにおける事務負担増は避けるべきであったと思われるのですが、この点に関するコメントを頂けるでしょうか。

続いて、消費税です。外国旅行者向け免税制度の見直しについてお尋ねします。78ページにある、「出国時における旅行者の空港での手続」では「諸外国での手続も参考にしながら」とあるので、外国の制度について、現段階でどれく

らい詳細な調査が進んでいるのか、導入可能な具体例とともにお示し頂けるでしょうか。

引き続き、法人税に入ります。まず、M&A税制についてです。89ページに「企業部門は、国内での設備投資を抑制する一方で、より市場の拡大が見込まれる海外において、現地法人の設立やM&A等による生産・販売拠点の拡大に積極的に取り組んできた」とありますが、その通りだと思います。そこで、税制面でも、海外のM&Aで稼ぐ行為をより後押しするような改正は考えられているのでしょうか。それとも、投資を国内に向けるような税制上の手当が先でしょうか。もっとも、国内が魅力的な市場でなければ、税制面だけで投資を促進することは難しいかもしれません。いかがお考えでしょうか。

次は、法人税のEBPMについてです。賃上げ促進税制の強化についてお尋ねします。第1に、給与等を多く支払ったら法人税を減額するという制度は、法人税の負担者は誰なのか、例えば株主なのか、消費者なのか、それとも労働者なのかという観点からは非常に興味深いものがあります。賃上げ促進税制において、法人税の負担者は誰だと考えられているのでしょうか。労働者と考えているのでしょうか。あるいは、この制度は賃上げを目的として法人減税を利用する「政策税制」であって、特に誰が負担者ということ想定していないということでしょうか。

第2に制度の効果についてお尋ねします。94ページには「賃上げ税制の適用要件を満たす企業について、労働分配率が増加する傾向が見られたが、因果関係の特定には課題」「賃上げ税制の制度創設前後の期間で賃金上昇率に違いが見られるかを簡易に測定。統計的に有意な差は確認できなかった」との記載がありますが、実際、この制度は賃上げにどれくらい貢献したのでしょうか。93ページに示されたとおり税収は確実に減っているのですから、具体的な効果がどれだけあるのか気になります。全体としてのマクロの数字を別にしても、個別の企業ごとに賃上げと減税額の関係を示した資料（いくら賃

上げして、その結果としていくら減税を受けたかということに関する企業ごとのデータ）はないのでしょうか。

第3に制度改正の可能性についてお伺いします。95ページでは「取組みを加速化させていく」とありますが、もし制度を変えたとしたら、どんなものが考えられるのでしょうか。それとも、この段階では特に変更点は考えていないということでしょうか。

国際課税に入ります。第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）について、条約交渉の行き詰まりの一つに、新興国や途上国と先進国との意見の相違があると思われませんが、この点についてどうお考えでしょうか。グローバルサウスの台頭の影響で、交渉の舞台がOECD・G20から国連に移りつつあるという見方もありますが、いかがでしょうか。

多国間条約が発効しなかった場合、日本政府としてDSTの導入の可否についてどのように考えておられますか。

もし導入するとした場合、DSTの実質的な負担者は導入国の消費者であるという意見がありますが、どう思われますか。

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）について、98ページでは「順次法制化を予定」とあるので、日本もQDMTTの導入を予定していることがわかりました。法制化の順番は、IIRに続き、UTPR、QDMTTということになるのでしょうか。それともIIRの次はできるところから入れていくということなのでしょうか。また、QDMTTが実際に導入された場合の税収見通しについて何かコメントを頂けるのでしょうか。具体的なQDMTTの内容にもよりますが、あまり税収は上がらないような印象を持つのですがいかがでしょうか。

私から質問は以上です。どうかよろしくお願いいたします。

（岩崎） ありがとうございます。大変幅広

いご質問だったのですがけれども、お答えいただく前に宮永様からのご質問も伺いたいと思います。宮永会長、よろしくお願いいたします。

（宮永） 青木局長、ご説明ありがとうございます。私からは主に4つの観点からご質問させていただきたいと思います。

まず第1は財政健全化とその阻害要因の増加です。足元では物価の上昇、企業業績の回復、名目賃金の上昇による税収の上振れにより、一般会計税収は70兆円前後の高水準で推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策や物価高対策などで歳出規模が膨張した状態が続いており、長期債務残高が増大している状況にあると思っています。

また、これまでの長期にわたる金融緩和に終止符が打たれ、日本銀行がそれまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロールを変更し、金融政策は新しい段階に入ったと思っています。金利のある世界に移行することにより、巨額の公債残高に係る利払い負担が増大し、財政状況のさらなる悪化が懸念されるのではないかと考えています。財政再建に当たっては、不断にEBPMやPDCAを推進してワイズスペンディングの徹底により財政規律を維持する一方、安定的な税収が見込まれる消費税を基幹税として、所得税で補完しながら健全化を行う必要があるのではないかと考えています。

一方で、国家安全保障の観点では、国際情勢の不安定化を踏まえると防衛費の拡大が避け難い状況にあります。また、気候変動に伴い頻発化する風水害や巨大地震といった激甚化する自然災害等への耐性を強化する上では、老朽化した社会インフラの改修のための財源確保も必要になってきます。

このように財政再建が急務であるにも拘らず、やむを得ない阻害要因が増加していく状況下であり、長期にわたる経済成長を確かなものとしながら財政の健全化を進めるかじ取りは従来以

上に難しくなっていくのではないかと考えています。

以上に加えて、国民の受益と負担の構造上の問題や、当面の課題であるデフレからの完全脱却による経済活力の再生といった論点を併せて、わが国の中長期的な税制の在り方についてお考えをお聞かせいただければと思います。

2番目は社会の安定性に資する税制についてであります。つまり、社会保障との関連でありますが、税制には健全な財政維持のための制度という側面とともに、社会の安定に資する公平で国民が納得する制度という役割があり、そのバランスが極めて重要ではないかと考えています。わが国の社会構造において最大の問題である超高齢化社会の進行、少子化対策による負担増は国民が広く分かち合うべきものであり、特定の企業や個人に負担を集中させることは公平性の観点から望ましくないのではないかと考えています。

今後、全世代型の社会保障を構築していく上では、若年層が高齢者を支えるというこれまでの社会通念から一歩踏み出して、若年層から高齢層まで社会全体での応能負担という概念を国民全体のコンセンサスとして共有していくべき時期に差しかかっていると思います。その意味で、国民が広く消費活動の結果で公平に負担し、景気に左右されにくく経済活動や国際取引に対する中立性を損なわないという利点を有している消費税は、社会保障財源として最もふさわしいものと考えています。

なお、少子化対策の財源としては、子ども・子育て支援金制度が創設され、2026年度から公的医療保険の枠組みを通じて徴収確保されることになりました。しかし、社会保険料は本来、年金や医療のように負担と給付との関係が明確で、保険原理が働く分野に適しており、国民全体で支えていくべき子ども対策のような財源としては国民が広く公平に負担する税によることが望ましいのではないかと考えています。

また、機会の平等や結果の平等をどれ位考慮

すべきか等、時代に合った公平性などを考え、分配機能によってどこまで社会的に弱い立場の方々を助けることができるかも測ってみる必要があるのではないのでしょうか。このような観点も含めて、今後の税と社会保険料の関係や役割分担についてのお考えをお伺いしたいと思います。

第3番目は法人課税改革の方向性であります。本日ご説明いただいたようにOECD、G20の主導によって合意されたBEPS包摂的枠組みの第2の柱による国際最低税率15%の導入を受けて各国国内法における法制化が進んでおり、日本でも所得合算ルール（IIR）が法制化されるなど、法人税実効税率の国際的な引き下げ競争は一定の歯止めがかかったものとされています。

今後の法人税の改革の方向性として、与党の令和6年度税制改正大綱においては今後の法人税率引き上げの検討も示唆されているところではありますが、経済活力の再生という観点では、イノベーションや社会の変革を促すデジタルトランスフォーメーション、社会的要請に貢献し得るグリーントランスフォーメーションや人材育成など、経済成長、好循環につながる企業活動や投資に対してインセンティブを与える措置に重点を置いて税制面からサポートすることが肝要であると考えています。

この点、令和6年度の税制改正においても戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制などが措置されたことについては、企業の立場としても大変心強く感じております。今後これらの制度が多く企業にとって広く利用しやすい形で発展・改良されていくことを期待したいと思っています。

他方で、租税特別措置を通じた政策税制については硬直化することなく、有効性が明確に認められるものに限定すること、EBPMを推進し効果検証を踏まえて制度の在り方を不断に見直すことによって簡素化を図っていくという原則について本日お話を頂きましたが、これについては企業としても当然異論のないところです。

しかしながら、これらのスクラップ・アンド・ビルドに当たっては短期的な費用対効果だけで判断するのではなく、わが国が維持・強化すべき産業と育てていくべき産業の在り方はどうのようなものなのかという視点にも留意した上で慎重な議論がなされるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に4番目ですが、労働参加拡大に向けて税制が果たす役割であります。少子高齢化により労働人口が縮小する中で、経済活力の活性化を図るためにはデジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた労働生産性の向上は大前提としてありますが、高齢者の労働参加率の上昇や女性の正規雇用促進、リカレント教育など勤労意欲のある人が年齢や性別に拘わらず活躍できる人への投資が不可欠と考えています。人的資本投資の拡大に対する支援については、例えば法人税では賃上げ促進税制を通じて継続雇用の給与等の増分に着目した支援が既に講じられているところでありますが、今後の人的資本投資の進化を含めて、労働参加の拡大に対して法人税や所得税など税制の果たす役割についてお考えをお聞かせいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

（岩崎） 宮永会長、ありがとうございました。それでは、青木局長に非常に幅広い質問ですので、できる範囲で結構ですのでお答えいただければありがたいと思います。

（青木） 承知しました。まず、ありがとうございます。それぞれ税制についてすごくよくご理解を頂いている上で、なかなかポイントを突いてお答えするのも大変なところも多いのですが、できるだけしっかりお答えします。このような双方向のやりとりは大事だと思います。今回もここに時間を取って、事前に主税局の中で担当者ともいろいろ話をしながらどうい

えをすべきかと考えてきました。

まず、渡辺先生のご質問です。定額減税について事務負担が大きかったというお声を非常に強く受けております。定額減税の趣旨は、先ほどご説明したとおりデフレマインドの払拭に向けて所得の上昇を国民の皆さんにより強く実感していただくことが重要だという観点から、減税という税を使った制度を取らせていただいています。従って、あくまで税制度の中で実施をしていくということで、源泉徴収義務者を含めた納税者の皆さまに例年の税制改正と同じようにご対応をお願いしているところであります。

その上で実は今回、定額減税を久しぶりに実施するということでしたので、例えばこのご時世ですので、いろいろなところで給与計算ソフトなどを入れてご対応いただいていますので、まずソフトの改修がきちんとできるのかどうか。ソフトの改修を、6月までに余裕を持って対応していただくように、改正の中身もそれに合わせて決めていかなければいけないということで、去年の秋、物事をちゃんと決める前から実際にベンダーさんたちと随分やりとりをさせていただきながら制度設計をして参りました。

従って、できるだけ事務負担、コンプライアンスのコストをかけないようにということで配慮して進めているのですが、やはり一定程度いろいろなご指摘があったということで、そういった点はこれからの制度の企画立案にしっかり活かしていきたいと思っているところでございます。

それから、外国人旅行者向けの免税制度について、例えばフランスや韓国でやられているのは、旅行者が空港に設置された専用の端末にパスポートを読み込ませて免税の承認を受ける方法が採用されているというふうに承知しております。実際に私ども税制2課の担当者を韓国などに派遣しまして、空港の実務の手続き的な調査を詳細に実施しているところです。

そういった国々で行われているのは、まさに先ほど申し上げたように旅行者が空港に設置さ

れた専用端末に旅券をかざして読み込ませているのですが、こんな言い方はあれですけども、この人はたくさん買い物をして少し怪しいよねという方もいらっしゃる、普通の買い物の金額であればそのような人までわざわざ税関で止めて見なければいけないということもないものですから、適切なリスク判定をした上で不正の疑いの高い旅行者には個別に税関検査を求めるような形で対応していると聞いております。インバウンドがこれだけ盛り上がっていますので、そういったものに水を差さないように我々としても制度設計を考えていかなければいけないということで引き続き勉強していきたいと思っています。

それから、M&Aや国内投資を促進する税制についてであります。財務省としてまず、海外のM&Aで稼ぐ行為をより後押しするような改正は検討を行っていません。一方で、近年の税制改正では、国内での投資に取り組んでいただくことが大事だということで、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制といった制度を行っているところであります。

いずれにしても、先生のご指摘にもありましたように税制だけでなく、まさに日本のマーケットが企業にとって魅力があるかどうかということも大事なのですけれども、そういったことも含めて税制はどの程度効果が生じているのかといったことはしっかり検証しながら、今後の見直しも図ってまいりたいと考えています。

それから、賃上げ促進税制について大変難しいご質問を頂きました。まず、法人税の負担者についてです。法人税の性格をどう考えるのかというのは結構いろいろな考え方があると認識しておりまして、法人というのは株主の集合体だということで所得税の前取りであるという考え方もあるとは思いますが、一方で独立した存在として見て、法人を課税主体とした固有の税を取るものだという考え方もあります。その上で、負担が消費者に転嫁されているのか、又は労働者に転嫁されているのか、いろいろな考え

方があるのですが、いずれにしても一面的に割り切ってこれはこうだというふうに見なすことはなかなか難しいのではないかと考えているところです。

その上で、今回の賃上げ促進税制の効果をどういうふうに見ているかということなのですが、これも申し訳ありませんが、税制の効果だけを取り出してどれだけ定量的に効果があるかということを見るのはなかなか難しいと考えているところですが、一方で今年の春闘で非常に高い賃上げが行われているところでありまして、昨年と相当程度の賃上げが行われていますので、令和4年度の税制改正で抜本的に拡充された賃上げ促進税制が一定程度は寄与しているのだろうとは考えているところであります。

また、個別企業ごとの賃上げと減税額との関係を示した資料ですけども、これは当然国税当局ではそれぞれ把握しているところなのですが、守秘義務に関わるものですので、主税局として個社ベースでの納税情報がわかる形の情報提供は受けていません。

今後の改正についてもご質問を頂きました。EBPMの取り組みを加速させながら、また期限が来ればしっかり見直すべきは見直すということになるかと思いますが、まずは本税制の適用状況や政策効果をしっかり確認して、政府税調でEBPMの専門家会合を設けているということをお先ほど申し上げましたが、そういったところで学者の先生方の知見などもぜひ頂戴しながらしっかり勉強していきたいと考えているところであります。

それから国際課税についてのご質問を幾つか頂いております。まず2本の柱について、ビジネス界、実務界から様々なコメントを頂いておりますが、こういったことは本当にありがたいと思っていますので、引き続き広くご協力をお願いしたいと考えています。その上で、2本の柱の解決策については、OECD/G20のBEPS包括的枠組みに147カ国・地域が参加して早期実施にコミットをし続けておりますので、今は最

終局面を迎えておりますが引き続き頑張りたいと考えています。

それから、国連において国際租税協力の促進に向けた枠組み条約に関する議論が始まっているところなのですが、これについては来年以降、実際の条約等の交渉がスタートされる予定ですので、我々としてはよく注視しながらどういうふうに対応していくのかということを考えていかなければいけないと考えています。

それから、多数国間条約についてDSTとの関係についてご質問を頂いております。我々としては、多数国間条約に早期に署名するというコミットしておりますので、そういう方向でしっかり検討していきたいと考えています。

また、DSTの負担者が誰なのかというご質問も頂いたのですが、DSTを取引にどう転嫁するのかというのは個々のビジネスの対応状況にもよるものですから、一概にはなかなかお答えすることは難しいと考えています。

それから、第2の柱の法制化についてもご質問を頂いているところです。まずIIRについてはまず法制化をして、色々な実務界からのご意見も頂戴しながら、さらなる明確化を順次図っていきたくと考えています。

残されたUTPRとQDMTTについては、様々な論点があり、法制上の論点もあるものですが、国際的な議論も踏まえながら令和7年度税制改正以降の法制化をしっかり検討していきたいと思っておりますが、法制化の順番の具体的な内容については現在検討中ということですので、なかなかどちらが先にというのは現段階でお答えするのは難しい状況です。

それから、QDMTTの税収についてもご質問を頂きました。これも制度設計次第でもありますが、グローバルミニマム課税というものは直接的な税収効果以上に法人税引き下げ競争への歯止めや公平な競争条件の確保といった観点から、日本や日本企業にとってメリットが大きい取り組みであるとは考えているのですが、税収そのものをどう見積もるのかというのはこれから

から制度化する中でよく考えていきたいと考えています。渡辺先生からのご質問については以上でございます。

それから、宮永副会長からのご質問は全部で4点頂いていたと思います。まず、受益と負担、中長期的な税制についてのご質問です。デフレから完全脱却して国民所得を増大させることはまず大事な課題としてありますし、一方で社会保障制度の改革をしっかりと進めながら負担と受益のバランスを適切に取っていくことが大事だという認識であります。

その上で、税制の中身について申し上げますと、ご指摘いただいたように、公平・中立・簡素にかなう多くの人々から納得感が得られるようなものとするのが大事だと思っていて、社会のさまざまな問題・課題をしっかりと把握し、また今後生じるであろう変化を見据えながらしっかり対応していく必要があると思っています。それをまとめたものが、先ほど講演でご説明した骨太の方針2024であり、これを進めていきたいと考えています。

それから、社会保障との関係についてもご質問を頂いたところです。急速な高齢化が進むこの国で社会保障費は当然大きく増大していくことが予想されるのですが、これをどういうふうにしていくのかというのは大事な問題だと考えていますし、ご指摘がありましたように消費税の役割は重要なものではないかというふうに考えています。その上で、全体的な話として申し上げますと、そのときそのときの政策と財源の枠組みについては、その時々社会経済状況も踏まえながら適切に判断していきます。

そういう意味で、今般創設された子ども・子育て支援金制度については、考え方としてはこれは税ではないのですが、社会連帯の理念を基盤として子どもや子育て世帯を、少子化対策で受益がある全ての世代、全ての経済主体で支える枠組みが大事だということで作られたものと承知しております。

また、社会保障給付の分配機能の在り方につ

いても検討すべきではないかという趣旨のご質問を頂いたと受け止めています。我々は全世代型の社会保障の構築に取り組んでいるところなのですが、将来にわたって社会保障制度をきちんと維持していくためには、社会保障給付の不断の見直しは図りながら、一方で給付は高齢者、負担は現役世代というようなこれまでの社会保障の構造をきちんと見直していくことが大事だということで、この全世代型社会保障制度の構築を進めているところであります。そうした観点も踏まえて、税制を検討するに当たっては税と並んで公的サービスの提供に係る国民の負担の在り方を左右する社会保険料との関係も念頭に置く必要があると考えており、両方をにらみながら丁寧な検討を進めていきたいと考えています。

それから、法人税制、法人税改革についてのご質問を頂いたところですが、租税特別措置は、これもご指摘いただいたとおり、特定の政策目的を実現するためには有効な政策手段と考えておりますので、そういう意味で今回の令和6年度改正でやっていたような戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制といったところで新しい措置を設けているところですが、あくまでこれは租税原則の例外であります。税負担のゆがみを生じさせる面もありますので、効果検証もしっかりやっていく必要があると思います。そういう意味で、EBPMとかPDCAのサイクルをしっかり回しながら、政策効果、財源をよく見極めた上で今後の検討を進めていきたいというふうに考えています。

それから、労働参加の拡大に向けた税制について最後にご質問を頂いていたと思います。まず労働参加の拡大に向けては、税制が阻害要因とならないことが大原則、基本なのだろうと思っています。その上で、これは政策税制的な話ですが、人的資本の拡大に向けて、賃上げ促進税制の中で教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置や、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置と

いったことを今回も行っているところです。また、働く人々が研修や資格取得に要した費用について所得税法上の取り扱いとして、特定支出控除として計上することも可能ですので、こういったことをまずご活用いただき、その活用状況をよく見ていく必要があるのかなと思っています。るところであります。

以上、なかなかちゃんとお答えできていない面もあるかと思いますが、そこはご容赦いただけますとありがたいです。どうもありがとうございました。

(岩崎) ありがとうございます。青木局長から簡潔、明解なお答えを頂きましたが、討論者の方で今のお答えに対して何かご意見、ご質問は追加でありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、国の税財政に関するお話は取りあえずいったんこれで切り上げさせていただいて、続いて地方の税財政の現状と課題について寺崎局長からご説明いただければありがたいと思います。よろしく願います。

Ⅲ. 地方財政・地方税制の現状と課題

(寺崎) ご紹介いただきました自治税務局長の寺崎でございます。本年の7月から自治税務局長に就任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、「地方財政・地方税制の現状と課題」ということで、資料に基づいて簡潔にご説明申し上げます。

1. 総論：地方財政・地方税制の現状と課題 〔令和7年度の地方財政の課題〕総務省（2ページ）

税の話に入る前に、まず地方財政の現下の課題ということで載せております。これは令和7

年度、来年に向けて地方財政の課題にはどうい
うものがあるかということを地方団体向けにお
示するとともに、財務省に対して概算要求を
する際の資料となっております。

1に書いてありますように、地域経済の好循
環、持続可能な地域社会の実現等に関して、例
えばDX、GX、人への投資、地方への人の流れ
の強化、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・
減災の取組、子ども・子育て支援などについて
しっかり取り組んでいくということでもあります。
ご案内のとおり、国と地方は、言うなれば車の
両輪としてこういった課題に対応していく必要
があるということでもあります。

2つ目に、地方の一般財源総額という言い方
をしておりますが、これは言うなれば地方が自
分の判断で使えるお金です。具体的には地方税
や地方交付税がこれに該当するわけですが、特
に今回は社会保障関係費や人件費が大きく伸び
るという中で、様々な課題に対応できるように、
地方の一般財源総額をしっかり確保していくこ
とが必要です。

〔令和7年度地方財政収支の仮試算【概算要 求時】〕総務省（3ページ）

これは地方財政全体のフレームの仮試算と呼
んでおります。令和7年度の仮試算Bという欄
をご覧くださいと、地方税等が47.1兆円という
ことで令和6年度の計画額よりも増えています。
これは地方税収等が好調であることを背景にし
ているものです。

右の方は歳出ですが、給与関係経費、特に退
職手当以外の欄が19.2兆円から19.7兆円と6,000
億円増えるということでもあります。これは人事
院勧告等を背景に給与関係経費の伸びが想定さ
れています。地方は人的サービスへの歳出が多
く、地方公務員の人件費が地方財政においても
相当なウエートを占めることから、このような
状況になっているところです。

〔令和7年度地方交付税の姿（概算要求）〕総 務省（4ページ）

これは地方交付税の全体の姿であります。わ
れわれはよく入口と出口と呼んでおりますけれ
ども、入口というのは国の一般会計から地方に
配るお金として頂戴する、例えば交付税の法定
率分、国税の4税とリンクしたものを頂戴する
ということ、さらには交付税特会に入って、交
付税法定率分のところにも地方法人税というの
が出てきます。

これは今日のテーマにもなりますけれども、
税源の偏在是正という観点から、法人住民税と
いう税が地方税の1つにあるわけですが、
これが消費税の引上げの際に、地域間の財政力
格差が広がらないよう法人税割を縮減して、地
方法人税という国税を創設しています。こちら
の税は国税ではありますが交付税特会に
直入されるものとして書かれています。そして
実際に地方に配られる出口ベースのものが19兆
円という要求を今回させていただいているとい
うことでもあります。

〔国税・地方税の税収内訳（令和6年度地方 財政計画額）〕総務省（5ページ）

5ページは国・地方の税収内訳ですが、割愛
します。

〔令和5年度地方税収決算見込額（地方財政 計画ベース）〕総務省（6ページ）

これは地方税収全体の足元の姿です。国税同
様、地方税も法人関係、個人住民税関係を中心
に好調で、令和5年度決算見込額は、地方税計
45.7兆円となっています。これは特別法人事業
譲与税も含んでいますけれども、過去最大の額
になっているということでもあります。

さらに付言しますと、法人関係税は国税と地
方税で収納の時期が地方税の方が若干遅れると
いうことがありますので、国税の足元の好調さ
は来年の税収にも反映されるのではないかとい
うふうに私どもは見込んでいます。

〔地方税収（地方財政計画ベース）の推移〕総務省（7ページ）

これまでの地方税収の推移のところで申しましたように、地方税収は過去最大の額となっています。それぞれの税目ごとに見ていただくと、個人住民税は平成18～19年あたりに増えているのは税源移譲に伴うものですし、法人関係税については、実線の部分が事業税だけではなくて特別法人事業譲与税なども含んだものです。点線が実際の税額となっておりますので、これも偏在是正に関わるものがこの差額とご認識いただければと思います。

それでは以下、個別のテーマについてかいつまんでご説明いたします。

2. 各論①：個別地方税制の現状と課題

（1）地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築

〔地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築〕総務省（10ページ）

まず1つ目のテーマは、偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築であります。地方団体は1,700を超えています。われわれは地方税制をお預かりしておりますが、地方税を充実していくことによって対住民との関係で責任ある財政運営をしていただくということで、地方税の充実は大変大事であります。けれども、地方税を充実すると、一方で偏在性がある税目においては財政力格差が拡大するという問題があります。ですから、地方税の充実確保と偏在性の縮小、そしてもちろん地方財政は安定的な財源が必要ですので安定性、この3つの要素を過去20年の改革において常に念頭に置いて様々な取り組みがされてきたところです。

詳細は割愛しますが、地方消費税率の引上げ等に伴い、特に東京都との財政力の格差に対応するために、累次に渡って法人関係税の偏在是正措置、先ほど触れたように交付税原資にするパターンと、いったん国税で集めてこれを譲与税として配分するという2つのパターンがあり

ますが、この2つのパターンを活用しながら偏在是正にも取り組んできたところであります。

〔地方税制の基本的考え方〕総務省（11ページ）

これは政府税調の答申「わが国税制の現状と課題」の記載ですが、こちらにも普遍的に存在する必要があるということ、税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めるべきということが書かれています。こういった観点とともに、地方税の場合は応益性の観点が極めて重要であります。そのため、国税とは若干違って、政策税制については慎重に対応させていただいているというのが地方税の特徴となっています。

〔地方団体の財政状況〕総務省（12ページ）

これは地方団体の足元の財政状況全体であります。地方税収は先ほど申し上げたように、右肩上がりなのですが、こうなると不交付団体、いわゆる交付税をもらわずに運営できる東京都といったような団体の財源超過額、要するに交付税で大体の財源調整をするわけですが、財源超過した団体に対しては超過部分の財源について調整する制度がない以上、財源超過団体が使えるお金になっているわけです。そういったものが基金の残高の推移にも反映されているということでご覧いただけるとと思います。上がったりがったりではありますが、足元で若干財源超過額が増えてきています。

〔人口1人当たりの税収額の指数（令和4年度決算額）〕総務省（13ページ）

これはわれわれもよく使わせていただきますけれども、それぞれの税がどのような偏在の状況になっているか、1人当たり税額で比べてみます。これが正しいかどうかご議論はあろうかと思いますが、やはり地方法人二税については、平均との差で東京都が2.6倍、最大／最小で5.9倍になっています。これを譲与税などの制度でならしておりますので、現在最大と平均の倍率

は2倍程度というのが実際の偏在の状況であるというふうにお考えいただければと思います。

一方、固定資産税も、昨日発表になったように、東京圏を中心に地価の動向は非常に上がっております。これは固定資産税全体ですと1.6倍なのですが、土地だけに着目すると実に全国平均の2.2倍が東京都の税額であるということで、こういった点においても東京における税源集中の状況がわかると思います。

〔経済社会構造の変化〕総務省（14～15ページ）

14ページは人口動態です。説明は割愛しますが、東京への一極集中がまた進んでいます。コロナのときに1回緩和したのですが、また足元で戻ってきているということでもあります。

15ページは経済情勢ということで、BtoC、eコマースのような市場規模がどんどん増えています。言うなれば、店舗を必要としないわけです。地方法人課税も当然PEが存在することが課税権の原点となっているわけですが、そういったものを超えたビジネスが非常に増えてきているということ。さらに大法人は右のグラフですが、これは大都市と書いてありますが東京都のことで、県内法人の割合が増えています。言うなれば、県内法人は東京都のみにPEがあるわけですから、他の道府県は課税することが不可能なわけであり、東京都の法人の数がどんどん増え、一方でその他の道府県の法人の数が減っています。分割法人が減っているということもありますが、このようなトレンドにあるということをご理解いただければと思います。

〔与党税制改正大綱・骨太の方針における地方税体系に係る記述〕総務省（16ページ）

これが現在の与党税制改正大綱、さらには骨太の方針に記載されていることですが、こういった状況を踏まえて行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地

方税体系の構築に向けてに取り組んでいくということが明記されています。

（2）ふるさと納税

2つ目は、がらりと話が変わって、これは地方経済の活性化につながる話かもしれませんが、最近話題になっているふるさと納税です。

〔ふるさと納税制度とは〕総務省（18ページ）

まず、制度の趣旨はご案内のとおりですが、元々は「ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする」制度として、国税にもお付き合いいただいて設けているところであります。

〔ふるさと納税制度の見直し（指定制度の導入）について【令和元年6月～】〕総務省（19ページ）

実は、ご案内のとおり返礼品の競争がどんどん過熱化しまして、総務大臣通知において良識ある対応を要請したわけですが、令和元年に法律を改正し、私どもが一定の要件を満たした地方団体を指定するということでルールを厳格化したところであります。

この指定の基準ですが、間もなく今年10月から「ふるさと納税の新しい年度が始まる」とわれわれは言っておりますが、10月から新しい指定対象期間が始まるわけですが、まずは募集適正基準として、経費の総額は5割以下にしてください、言うなれば10億円寄附を頂いたらそのうち5億円はちゃんとその団体に残るようにしてください、いろいろな返礼品や募集経費については5割以下にしてくださいということ。さらには基準②として、返礼品の割合は3割以下にしてください、要するに10万円寄附をもらったら3万円相当の返礼品までにしてくださいという基準です。その他、地場産品の基準などについても定めておりまして、これらの基準を満たさなければ指定しない、さらにはその

後適合しないことがわかったら指定を取り消すという制度も設けております。

〔ふるさと納税の受入金額及び受入件数の推移（全国計）〕総務省（20ページ）

最新の受入額の状況です。新聞等でもご案内のとおり約1兆1,000億円ということで、初めて1兆円を超えました。

〔ふるさと納税の受入額及び受入件数（都道府県別）〕総務省（21ページ）

ふるさと納税の受入額はご覧のとおりですが、今回特徴的なのは石川県です。やはり能登半島の地震がありましたので、こちらに対して非常に寄附が集まるようなこともあり、令和5年度と令和4年度を比べると石川県の受入額が倍くらいになっています。こういったものの多くは、返礼品は要らないという形の寄附が多くなっております。われわれとしては、こういう使い方は非常にありがたいな、本来の趣旨に沿っているのかなと思っておりますが、一方で官製ショッピングサイトになっているのではないかと、うご批判も根強いところでもあります。

〔ふるさと納税を募集する際の使途の選択〕総務省（22ページ）

22ページの真ん中にあるように、ふるさと納税をするときに具体的な分野を選択することができるよう団体も増えています。特に最近増えているのがクラウドファンディング型です。例えば、子ども食堂を運営するとか、有害鳥獣を駆除するとか、それぞれの地域に課題がさまざまあります。こういった課題に対して目標金額、募集期間を定めてクラウドファンディング型で募集していく、こういったものも返礼品なしで公募しているケースがあります。

さらには、ここには書いてありませんけれども、物品を送るのではなくて、いわゆる体験型・経験型というか、地方団体に来ていただいて例えばお城の中で泊まっていたり、空

港があるところでは空港のバックヤードを見学いただいたり、実際に来ていただいて交流が生まれるような、二地域居住の促進にもなろうかと思えますけれども、交流人口の増大につながるような、ふるさと納税の返礼品を出しているところも最近増えてきたところです。

〔ふるさと納税に係る住民税控除金額及び控除適用者数の推移（全国計）〕総務省（24ページ）

これが住民税の控除適用者数でありますけれども、1,000万人を超えたということで、制度の利用実態を表しています。

〔ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況〕総務省（25ページ）

これが控除されている側、いわゆる税が出ていっている側ですが、東京都などの額が大きく、結果として東京などにお住まいの方が地方に対してふるさと納税を多くされているので、その分が地方に対して移転しているという見方もできるのではないかと考えています。

〔（参考）令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体〕総務省（26ページ）

受入額の上位20団体です。実はこの20団体で受入額全体の20%程度を占めており、偏りが起きているのではないかとのご指摘を受けることもありますけれども、今年度の特徴として、上位の白糠町や別海町では、主な返礼品にホタテが挙げられ、原発処理水の影響がありました。中国の禁輸措置があったので、ホタテを応援しようという機運の中で、ホタテ関係の返礼品が多く提供されたということで、やはり社会情勢やトレンドによって、こういった返礼品の状況も変わるようです。

〔（参考）令和6年度課税における市町村民税控除額の多い20団体〕総務省（27ページ）

これは控除額が大きいところで、大体人口の大きい指定都市、さらに特別区が並んでいます。

26ページと比べると、実は名古屋市や京都市は両方にランクインしておりまして、抜けていくだけではなく、自らふるさと納税を集めていこうという大都市も徐々に増えてきたというのが最近の傾向です。

〔ふるさと納税の指定基準の見直し（令和6年6月28日付告示第203号）〕 総務省（28ページ）

これは最近行った告示改正です。われわれは指定基準の見直しを細かく行いまして、先般から報道でも出ていますけれども、一番上にあるように、ふるさと納税をしてポータルサイト等を使うとポイントがたまるといふものです。言うなれば返礼品をもらった上で、ポイントには、地域的特色がなく金銭に等しいようなものもありますので、こういったポイントの付与率に係る競争が過熱化するのはいかがなものかということで、本来の趣旨に鑑みて、来年の10月からポイント付与については禁止するという改正をしております。これに限らず、ふるさと納税の本来の趣旨にのっとって運用されるように、私どもは随時こういった見直しを今後も進めていきたいと考えています。

（3）車体課税

29ページ以降は、車体課税です。

〔自動車に関する課税関係〕 総務省（30ページ）

国税にも自動車課税はありますが、地方譲与税として地方に譲与されるものがあるので、全体の2.7兆円のうち2.3兆円は地方の財源となっており、非常に重要な地方のインフラ等の整備に係る財源となっています。

〔車体課税（地方税）の税收推移〕 総務省（32ページ）

税收の推移です。全体の税收のピークが平成8年で、2.4兆円ありました。この地方税分については足元で1.9兆円ほどになっており、減

少傾向にあることがわかると思います。

〔地方財源における車体課税〕 総務省（33ページ）

自動車税は偏在性の観点から言うと実は逆偏在の税であり、地方部に税が集中していて、東京が一番少ないという税です。これは自動車税と軽自動車税で同様の傾向が見られます。

〔令和6年度与党税制改正大綱（抄）（自動車関係諸税分）〕 総務省（34ページ）

これは昨年の与党税制改正大綱です。中身は割愛しますが、自動車税の在り方について今後しっかりと検討していくこととされております。

〔自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税（車体課税＋燃料課税）の状況〕 総務省（35ページ）

こちらは自動車に係る行政サービスに関して、歳入が3.4兆円、歳出（道路関係や交通安全対策など）が5.8兆円となっております。さらに右上の方にある道路、橋、トンネルといった社会資本インフラは、建設後50年以上経過しており、地方においても、これからますますメンテナンスにお金がかかってきます。自動車だけが受益者ではないのではという批判もありますけれども、自動車をお使いの方々から一定のご負担を頂くことが、やはり受益と負担の関係からも重要ではないかと考えているところであります。

〔電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税の在り方〕 総務省（36ページ）

与党の税制改正大綱と自動車税の自家用の乗用車の税率を記載しております。総排気量が大きくなればなるほど財産的価値も大きいだろう、比較的大きな車になるだろうという理由から、総排気量をベースにした税率区分としております。

一方で電気自動車は、ブルーの吹き出しにあ

るように、車両の価格や重量に拘らず、すべからく一番低い2万5,000円という税率が適用されております。例えば、1.4トン程度の大衆向けの自動車で申しますと、ハイブリッド車と2.3トン程度の高級なテスラのモデルXの電気自動車プリウスの場合は、それぞれ3万6,000円と2万5,000円という税額となります。こうした課題について、カーボンニュートラルに向けた動き等を考慮しながら税負担の公平性を早期に確保するために、課税趣旨を適切に踏まえた課税の在り方について関係者に意見を聴取しつつ検討します。これは必ずしも今年度の課題ではありませんが、こういったことについても私どもはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

3. 各論②：地方税務手続の電子化

2つ目の各論が税務手続の電子化です。

〔地方税における税務手続のデジタル化〕総務省（38ページ）

これは多くの皆さまにご協力いただいて足元すごく進んできました。38ページに書いてあるように、大きく分けて3つあって、申請や申告をデジタル化しようというもの、納付をデジタル化しようというもの、さらに地方税関係はさまざまな通知があって、地方税は賦課課税が主ですので、納税者の皆さまにあなたの税額はいくらですよという納税通知書を送るのですが、こういったものもデジタル化していこうということでもあります。

〔地方税務手続のデジタル化の歩み〕総務省（39ページ）

39ページはそれらの歩みを記したものです。大きなエポックとしては平成22年度に1,700団体全てeLTAXに接続していただきました。さらに令和元年度には地方税共同機構という形で、法律に基づく法人が出来上がったということで一気に電子化の動きが加速したところです。

〔eLTAX（エルタックス）について〕総務省（40ページ）

eLTAXの全容です。今申したとおり、電子申告、電子納税、さらには国税からさまざまな情報を頂いているのですが、これも今まではコピーを持ち込んで税務職員が税務署の中でコピーをしていたということもありましたけれども、こういったものも専用回線で連携することで、よりスムーズかつシームレスに課税事務が進んでいくということでもあります。

〔地方税等の申告等に係るeLTAX利用率の推移〕総務省（41ページ）

eLTAXは年々利用が進んでおり、特に法人の皆さまにおかれましては、今までは47都道府県1,700の団体にばらばらに申告書をお送りいただいておりますけれども、一括で送ることが可能となっておりますので、法人の皆さま方にとってはかなり利便性が上がったのではないかと考えています。

〔地方税共通納税システムについて〕総務省（43ページ）

さらに43ページをご覧くださいと、いわゆる税を払う側からも同じように、法人の皆さまがそれぞれの団体ごとに払わなければいけなかったものを、1つのeLTAX、1つの財布に放り込むと、それぞれの地方団体に払い込まれる形で、非常に便利なシステムが利用可能となっております。

〔地方統一QRコード（eL-QR）の活用による地方税の電子納付について〕総務省（44ページ）

さらにQRコードを活用して、地方税全体で統一のQRコードを作りました。eL-QRと呼んでおりますけれども、これを令和5年度から始めました。これにより、令和5年度、初年度に11.95兆円ものお金がeLTAX経由で納付されています。先ほど40数兆円が地方税と申しました

が、4分の1が既にこのeLTAX経由となっているということで、これは個人の方が使われることもあるのですが、金融機関の窓口で、紙で受けた場合であっても、この紙を金融機関の職員がQRコードを読み込むことで非常に処理が迅速になったということで、大いに歓迎されていると伺っています。

〔地方公金に係るeLTAX経由での納付（令和6年度税制改正）〕 総務省（45ページ）

これは地方税ではないのですが、同じような仕組みを地方公金に使えるのではないかということです。例えば道路占用料です。これは電力会社の電柱などが一番わかりやすいのですが、全国津々浦々に存在する電柱はそれぞれ道路占用料を払っていただいておりますけれども、こういったものも同じような仕組みを使うことによって納付しやすくなるという形に法律改正をしました。もうしばらくお時間を頂きますけれども法律は改正済みですので、間もなくこういったことがeLTAXを活用して可能となるということでもあります。

〔地方税務手続の「デジタル完結」に向けて〕 総務省（46ページ）

46ページは地方税務手続のデジタル完結ということで、最後に残っています通知です。先ほど申しました自動車税や、皆さまにお支払いいただく固定資産税、これらは紙の通知が届いておりますけれども、マイナポータルを活用すれば非常に迅速に電子的送付もできるということを考えています。

〔納税通知書の電子的送付について〕 総務省（47ページ）

47ページが電子的送付のイメージです。まず納税通知書を郵送した上で、電子的送付を納税者に申し出ただくとデータがアップロードされて、eLTAXからダウンロードすることができ、画面上で納付や送金も簡単にできるようになる

ということで、デジタル完結が可能となります。

〔源泉徴収票の提出方法等の見直し〕 総務省（48ページ）

48ページは源泉徴収票の提出方法の見直しということで、これは国税とリンクをしますけれども、源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書の範囲に拡大することでこれを一元化する、データ連携も一元化するというのを改正済みですので、間もなくこういったことが実現していくということでもあります。

電子化においては徐々にいろいろと取組みが進んでおり、現場にもご負担をかけていることはありますが、すべからく地方の手間も納税者の手間もどんどん少なくなっていく方向で一生懸命取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上です。

Ⅳ. 地方財政・地方税制の現状と課題に対する意見・質問

（岩崎） 寺崎局長、明快なご説明ありがとうございました。それでは討論に移らせていただきます。まず、渡辺教授からご意見、ご質問を頂ければと思います。よろしくお願いします。

（渡辺） ご説明どうもありがとうございます。地方税においても改革が進んでいるという印象を受けております。

それでは、スライド13ページの「人口1人当たりの税収額の指数」についてまずお尋ねします。最大／最小の倍率が最も大きいのが地方法人二税であり、反対に最も小さいのが地方消費税です。この図を示している意図はどこにあるのでしょうか。例えば、偏在性縮小の観点から、将来的には地方法人二税を縮小する代わりに、地方消費税を拡大するというような改正は、そんなに簡単ではないと思いますが、ありえるで

しょうか。これが1つ目です。

それから、スライド15ページの「経済社会構造の変化 ②経済情勢」についてお尋ねします。「大都市外に支店を持たず当該団体のみに納税する法人（県内法人）が増加」という傾向に有効に対処する方法はあるでしょうか。これはOECD/G20のBEPSプロジェクトにおける第1の柱において指摘されてきた問題と類似性があると考えます。すなわち、デジタル経済の発展に伴って課税管轄権内で実体を持たずに事業を行う企業が増えたことにどう対処するかという問題です。参考として米国メリーランド州のDSTがあります。最終的には自治体の決定に依拠することになりますが、日本でも同じような地方デジタル税の導入があり得ると思われませんか。

続いて、スライド20及び24ページのふるさと納税に関するワンストップ特例制度についてお尋ねします。もしワンストップ特例制度を廃止すれば、寄附者（納税者）は税額控除等を受けるために確定申告をしなければなりません。しかし、見方を変えれば納税者に確定申告を促すという効果が見込めることになりませんが、どのようにお考えでしょうか。寄附額の減少が懸念されるでしょうか。実際には、申告するための事務負担が納税者に発生するので実現可能性は低いかもしれませんが、しかし、特に給与所得者についていえることですが、確定申告をせずに源泉徴収と年末調整だけで課税関係が終了することは例外的な扱いであり、控除をうけるために、つまり利益を受けるために確定申告をすることは特別な不利益と位置づけるべきではないと思います。ただし、これは確定申告するのが本来の姿という前提があるからこそいえることではあります。

スライド26ページの「令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体」についてお尋ねします。現行のふるさと納税制度は自治体にも企業に類似する営業努力や経営努力のようなものを要求することにならないでしょうか。自

治体が生き残りをかけて努力すること自体は悪いことではないと思います。しかし、制度趣旨との関係でいえば、ふるさと納税制度によってそのような努力が要求されることは好ましいことなのでしょうか。それとも制度の予期せぬ効果・副作用に過ぎないと捉えるべきなのでしょうか。

スライド27ページ、引き続きふるさと納税についてですが、「令和6年度課税における市町村民税控除額の多い20団体」についてお尋ねします。自治体は、ふるさと納税制度を通して受入額（増加する税収）と控除額（失う税収）の両方を気にしなければなりません。換言すれば、他の自治体の税収を奪う部分と他から奪われる部分の差し引き純額が重要になります。交付団体には交付金による手当があるとはいえ純額が重要であることに変わりありません。つまり奪わなければ奪われるだけという構図です。このようにふるさと納税が自治体間の競争を煽る制度になってしまったことについてどのようにお考えですか。

28ページ、「ふるさと納税の指定基準の見直し」についてお尋ねします。見直し自体はよいことだと思います。しかし、そもそも地場産品基準は魅力的な返礼品を用意できる自治体とそうでない自治体の差を作り出すものであり、批判も多いと認識しています。また自治体間で返礼品の取り合いが起こる可能性もあります。滋賀県の近江牛に関する自治紛争委員会の例もありますが、魅力的な返礼品の有無や取り合いについてどのように考えますか。自治体間の競争に委ねておくしかないのでしょうか。

続いてスライド33ページ、「地方財源における車体課税」についてお尋ねします。「『偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築』を目指していく中で、重要な税となっている」という説明の趣旨は、車体課税を維持する、廃止しないということであって、強化するという意味ではないと考えてよいでしょうか。

偏在性が小さく税収安定しているのなら、制

度を拡大することも考えられますが、地方において自動車は必需品であり、さらに軽自動車を保有する人たちの所得が相対的に低いことを考えると、車体課税を強化することは政治的に難しいように思えますが、この点についてはどうでしょうか。

それから、スライド39ページにある地方税務手続のデジタル化等と現年課税の関係についてお尋ねします。左下の令和6年度以降部分に「個人住民税の電子申告[R7年末]」とあり、さらにスライド41ページの下から2行目には「令和9年1月以降、個人住民税における給与支払報告書の電子的提出義務化の対象法人を源泉徴収票等30枚以上に要件引下げ予定」とありますが、これらによって、地方税(住民税)の現年課税化が進むとか、前年課税から現年課税に移行できるようになるような可能性が生まれるのでしょうか。

また、スライド46ページに「地方税関係通知(納税通知書等)」についてeLTAXやマイナポータルを活用した電子的送付を実現し、地方税務手続の「デジタル完結」を目指す」とありますが、現年課税を前提にした記述ではないのでしょうか。

最後は、スライド40ページ、「eLTAX」についてですが、このシステムは大変有益だと思いますが、実際にどれだけのコストが削減されているかということについて、金額ベースでのデータはあるのでしょうか。以上です。よろしくお願いします。

(岩崎) 渡辺先生、ありがとうございました。引き続きまして、宮永会長からご意見、ご質問を頂いて、その後に寺崎局長にご回答をお願いしたいと思います。宮永会長、よろしくお願いします。

(宮永) ありがとうございます。寺崎局長、

ご説明ありがとうございました。私からは大きく2点、2つの考え方からご質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、地方分権社会における税制の在り方ということで、特に地方分権においては地域の自立性・持続性を高めるための大前提として各自治体の財源基盤の安定化がまず大事だと考えております。しかし、産業構造がかなり大きく変化したことに加えて、情報技術の進化に伴って基本的には大都市、特に東京への人口集中がますます増しているため、財源の偏在性が高まっている状況であることも認識しています。このような偏在性を解消すべく、地域間の偏在是正措置として地方法人二税の一部の国税化による恒久化がなされましたが、法人所得課税の事後的調整というか、これが応益の原則に本当になじんでいるのか(なじまないのではないか)という課題が残っているようにも感じています。

また、今後の少子高齢化社会においては、地方行政の効率化をさらに促進する思い切った取り組みが必要ではないかと思います。そして、そのようなことを促進するインセンティブとしての税制も必要なのではないかということを考えた上で、財源と支出の両面でバランスの取れた地方分権社会を志向していくことが望ましいのではないかと思います。そのため、やはり制度と、それによりもたらす効率化を併せて考えることに関してお考えを聞かせていただければと思います。

2点目に、地方法人課税の在り方に関係することで、これは我々ビジネスの方からも若干感じていることがございます。即ち、地方財政の充実化に当たっては、行政サービスと負担の応益原則に関して企業や住民から十分な理解を得ながら、わかりやすい税体系の下で効率的に納税実務ができるようにしていくということが必要なのではないかと思っています。しかし、現実を見ますと、現状の地方法人課税は税目が少し多いのではないかと思います。例えば、外

形標準課税の付加価値割の複数の課税ベースなどに見られるように、仕組みが極めて複雑であるだけでなく、自治体・納税者双方の事務負担という面から私どもは改善の余地があるのではないかと考えておりますが、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

また、例えば事業税について、課税標準の算定が複雑であるとともに分割基準による課税標準の各地方自治体への按分計算が必要になってくる場合があります。この分割基準による分割を廃止して、法人の主たる事業所、例えば本店所在地が所在する道府県や市町村に納付させていただき、それに伴って起きるであろう税の偏在性については、地方法人税や地方法人税を財源とする地方交付税で補うという方法も考えられるのではないのかというところも、我々と致しましては、お伺いしたいと思っております。

さらに、事業所税についても、従業者割の部分は法人事業税に統合してはいかがか、尚、資産割部分については固定資産税や都市計画税に統合する等の工夫をしていただければ大変ありがたいと感じています。以上、今後の地方法人の課税の改革に向けたご検討の方向性についてお伺いしたいと思います。

(岩崎) ありがとうございます。大変幅広い質問になりましたので、可能な範囲で結構ですが、寺崎局長からご回答いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

(寺崎) 渡辺先生、宮永副会長、ありがとうございます。大変鋭いご質問を頂いてたじろいしてしまうのですが、まず偏在性の話をお二人から頂きました。グラフで示しております地方法人二税と地方消費税、地方消費税がこれだけ偏在性が少ない税であることは言うまでもありませんが、われわれは地方消費税が優れた税であるということを示したいと思っているわけで、

先ほどご指摘いただいたように地方法人二税をなくしてしまえとか、これを地方消費税に置き換えてしまえという趣旨でお示ししているものではありません。

消費税に関しては、国、地方のそれぞれの社会保障の財源とされている経緯もありますので、これは理屈の範囲でしっかりと確保していきたいと考えておりますし、法人についても先ほど宮永副会長からもございましたように、いろいろな課題はあるわけですが、やはり法人が立地している自治体との関係を構築する、そこから一定の応益的なご負担を頂くことは必要であろうとわれわれは思っています。他の税もちろん従業員が住民税を払ったり固定資産税もご負担いただいているわけですが、特に事業税というのは法人の事業活動の規模に応じてご負担いただいております。外形標準課税を導入したときの経緯もありますけれども、非常に重要な税であると考えておりますので、ここはしっかりとご理解を賜りたいと思います。

一方で、渡辺先生の方からございましたメリーランドのDSTのような制度は、われわれも非常に関心を持って見ているわけですが、なかなかPEがないところに地方団体が課税すると大混乱が起きるのではないのかということもあります。例えば、法定外税でこういったものがある県がやったら、われわれはどういうふうに判定するのかという、考えると講学上非常に悩ましい問題が出てこようかと思っておりますけれども、現時点では先ほど申しましたように、向かい合って応益課税をしていただくという地方法人課税とは別に、特別法人事業税を譲与税の形でいわゆる国税化した上で別の基準で配らせていただく。これは、言うなれば先ほどちょっと触れたようなデジタル経済の進展によるようなものであるとか、持株会社が増えているとか、フランチャイズが増えているといったことを背景にこういった措置が講じられたところもありますので、今はその2つの制度、すなわち地方団体が自ら課税するものと、法人の事業活動に

応じた税を国税化して譲与税で配る、この2つの制度で成り立たせていただいています。どれがベストミックスかというのはあるのですが、地方団体が法人から直接事業税や住民税を頂戴する制度は重要ではないかと考えているところでもあります。

ふるさと納税についても渡辺先生からご指摘いただきました。かいつまんで申しますと、冒頭申しましたように、ふるさと納税の本来の趣旨というのを、われわれはこの1兆円を超えたからこそ改めて強調したいと思っております。これは返礼品をもらうための制度ではなく、結果が返礼品ということで、地方の魅力を発信していただくことは良いと思っておりますけれども、先ほども触れたように、やはりご指摘のような偏りが生まれています。ただ、その中でも新たな特産品を発掘しPRしていこうとか、地域に来ていただいて二地域居住を推進していこうとか、先ほど申しましたクラウドファンディングで集めていこうとか、こういった新たな動きも出ています。

われわれはできる限りそういった本来の趣旨に沿った活動をご支援し、行き過ぎたやり方、疑義があるようなやり方については、告示改正等を繰り返すことによって、適正化という言葉がいいかどうか分かりませんが、本来の趣旨が生かされるような形でこの制度が発展・継続できればと考えています。

その上で、ワンストップ特例についても、非常に大きな役割を果たす制度ではありますが、最近e-Taxの方が非常に便利になって、確定申告の中でもマイナポータル経由で控除証明書データを一括取得できるような手段もあります。実は、ワンストップ特例では5団体までしか寄附ができませんので、それ以上多くのところに応援したいという場合には、当然確定申告を選んでいただきます。言うなれば、われわれは2つの制度について、いずれも利便性が高まっていく中で納税者の選択に委ねられる制度としてあっていいのではないかと考えているところであ

ります。

車体課税についても、先ほど例示しましたように電気自動車の例を1つ取っても、かなり高額なものもあり、かつ重い車ですので、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を自動車税が持っていることを考えると、課税趣旨を適切に踏まえた課税の在り方を検討していかなければならないだろうと思います。車体課税を強化というよりも税負担の公平性の観点と、さらに自動車産業の今後の在り方なども十分踏まえた見直しも必要ではないかと考えています。

渡辺先生から現年課税についてご質問がありました。これは古くて新しいテーマであり、われわれもずっと検討しているわけですが、働き方が多様化しています。毎年の所得の変動が大きい方も増えてきましたので、現年課税を求める声があるとわれわれは認識しています。

一方で、現年課税を行った場合、企業等の事務負担がもっと増えるのではないかとということをお大変ご懸念いただいています。いろいろな実務がどう回っていくかということもしっかりと検討しないといけませんし、何より実は大きいのが現年課税に切り替えたとき2年分の所得に課税していいのかどうかという問題もあります。ただ、デジタル化という流れがこういったものを後押ししていくことは事実ですが、私が今日説明したものが現年課税を念頭に置いたものかということそうではなくて、別のものとしてご理解を賜りつつ、われわれの地方税務手続のデジタル化は、紙でやりとりすることなくこういったものが完結するように目指していきたいということでもあります。

そして、大変良い質問を頂いたのですが、どれくらいのコストが削減されているかというデータはありません。これは何か取ってみたいと思っていて、やはりデジタル化に関してもコストをかけていますので、実際にどれだけ低減したか、特にわれわれのコストというよりも民間企業や金融機関のコストが恐らく下がっているのではないかと思いますので、別にそれをわれ

われが取り戻そうというわけではありませんけれども、日本国全体でどれだけのコスト削減があるかというのはわれわれがお示すべきだと思いますので、どういうやり方があるかは考えたいと思いますけれども、いずれにしてもこういったことも説明責任を果たしていきたいと考えています。

宮永会長から2つ目の地方法人課税の在り方ということで、いわゆる簡素化という観点からもご質問を頂きました。われわれが外形標準課税を創設した平成15年のときも、新たな課税標準を作ったものですから、なるべくこれが法人税の所得の計算のいろいろなデータから転用できるようにしようということで、おそらく相当程度わかりやすい制度になったとは思っております。しかし、依然としていろいろなお声を頂きますので、不断の見直しの努力はしていきたいとは考えておりますけれども、ご指摘のように全部交付税にしまえとか、配ればいだろうということではなくて、先ほどの説明のとおり、会長のところもそうだと思いますが、立地しているところの企業と自治体との関係、これはさまざまところでありますので、事業税なり住民税という形でご負担いただく関係は大事ではないかと考えています。

事業所税についてもご意見を賜りました。事業所税の大きな問題が人口30万以上の都市に限っていますので、なかなか地方法人課税や固定資産税などとは統合し難いのですが、事業所税についても以前、新增設分を廃止するという改正もしました。ただ一方で、事業所の集中立地に伴って増加する都市環境の整備のための財源ということでもありますので、これはご理解を賜ればなとは考えております。

ただ、今賜りましたさまざまなご意見、こういったご意見をこういった場を含めて頂戴することは大変重要であります。われわれはそれぞれの税の性格を活かしつつ、先ほどから申しましたように偏在性の小さく安定的な税体系をどう作っていくか。それは、納税者の皆さまの事

務負担の観点も十分踏まえて不断の見直しの努力をしてまいりたいと考えております。ご意見を賜りましてありがとうございました。

(岩崎) 寺崎局長、ありがとうございました。ただ今の局長のご回答について、何か討論者の方から追加でご意見やご質問はございますか。あれば頂戴いたしますが、いかがでしょうか。では、渡辺先生、どうぞ。

(渡辺) 現年課税について、最大の問題点は局長がおっしゃるとおり、導入したときの2年分をどうするかということであることは認識しています。ここは超えられない問題というより2年分の税金を取れないということは明らかですから、両方を計算してどちらか多い方を取るとか、何らかの割り切りをしないと、これを理由に導入にストップをかけるのはあまり現実的ではないという気がしています。一番大きな問題であることはわかっておりますが、超えられないものではない、割り切りの問題かなという印象を持ちました。ご回答どうもありがとうございました。

おわりに

(岩崎) それでは、そろそろ予定されている終了の時間が近くなっておりますので、取りまとめに入らせていただきたいと思います。本日は、国の税財政の状況については青木主税局長から、また地方の税財政の現状については寺崎自治税務局長から、大変わかりやすい丁寧なご説明とご回答を頂きました。ありがとうございました。感謝申し上げます。また、討論者の方々から大変鋭いご質問を頂き、また新しいアイデアも頂戴することができました。とても有益な討論になったと思っています。討論者の方々に

も感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、時間が経過してまいりましたので、

本日の討論会はこれでお開きにさせていただきますと思います。ありがとうございました。